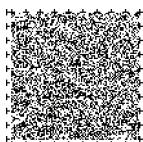


**足立区**

**ユニバーサル**

**デザイン**

**推進計画**





# 目 次

---

## 第1章 推進計画の趣旨



1 推進計画策定の背景と目的	1
2 推進計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 区民等との協働・連携による推進	3
5 推進計画の進行管理を行うための体制	4
6 スパイラルアップの取り組みによる推進	5

## 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの現状と課題



1 ハード面に関する現状と課題	7
1) 公共施設等に関する現状と課題	7
2) 生活に身近な建築物等に関する現状と課題	8
3) 移動手段や交通施設等に関する現状と課題	9
2 ソフト面に関する現状と課題	10
1) ユニバーサルデザイン教育などの普及啓発等の現状と課題	10
2) 情報提供に関する現状と課題	11
3) 推進体制に関する現状と課題	12

## 第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針と目標像



1 基本方針「5つの柱」	13
1) 柱－1 だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』	13
2) 柱－2 だれもが使いやすい『ものづくり』	14
3) 柱－3 思いやりある『ひとつづくり』	15
4) 柱－4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』	16
5) 柱－5 みんなが参加できる『しくみづくり』	17
2 まちづくりの目標像	18

---

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりの行動計画と区の個別施策 ■■■■

1 目標像、基本方針「5つの柱」、及び行動計画の体系について	19
2 区と区民、事業者の行動計画（アクションプラン）	22
1) だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』における具体的な取り組み	22
2) だれもが使いやすい『ものづくり』における具体的な取り組み	26
3) 思いやりある『ひとづくり』における具体的な取り組み	27
4) わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』における具体的な取り組み	29
5) みんなが参加できる『しくみづくり』における具体的な取り組み	31
3 ユニバーサルデザインに関する区の個別施策（アクションプログラム）	32
1) 個別施策の概要	32
2) 個別施策の内容	35

---

## 資料編

1 様々な立場のひとに関するマーク	75
2 ユニバーサルデザインとは	79
1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方	79
2) ユニバーサルデザインの7原則	81
3 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例	89
4 第42回足立区政に関する世論調査結果（抜粋）	97
1) 調査の目的	97
2) 調査の設計	97
3) 調査の結果（抜粋）	97

■□□□ 第 1 章

---

推進計画の趣旨



## 1

## 推進計画策定の背景と目的

足立区は、昭和58年の「障がい者等の利用を配慮した足立区施設整備目標水準」の策定に始まり、身体障がい者等が社会生活を営むうえで障がい（バリア）となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくりを継続的に進めてきました。

また、平成17年には、安全で快適に住み続けられる市街地の形成及び健全で活力ある都市活動の確保、ならびに持続的なまちの発展をめざして、「足立区まちづくり推進条例」（以下「まちづくり推進条例」という）を制定しました。

一方で、少子高齢化や国際化の進展、人々の価値観の多様化、男女共同参画、自立と共生などの観点から、高齢者や障がい者、子どもや外国出身の方などすべての人が自由に移動し、活動し、参画し、選択や決定が可能なまちづくりの実現が求められるようになりました。

こうした状況の中で、ユニバーサルデザイン（※1）に基づく取り組みを推進し、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を図るため、平成24年に「まちづくり推進条例」の理念を継承し発展させ、新たに「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例」を制定しました。

区は、この「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例」に基づいて、「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という）を策定します。

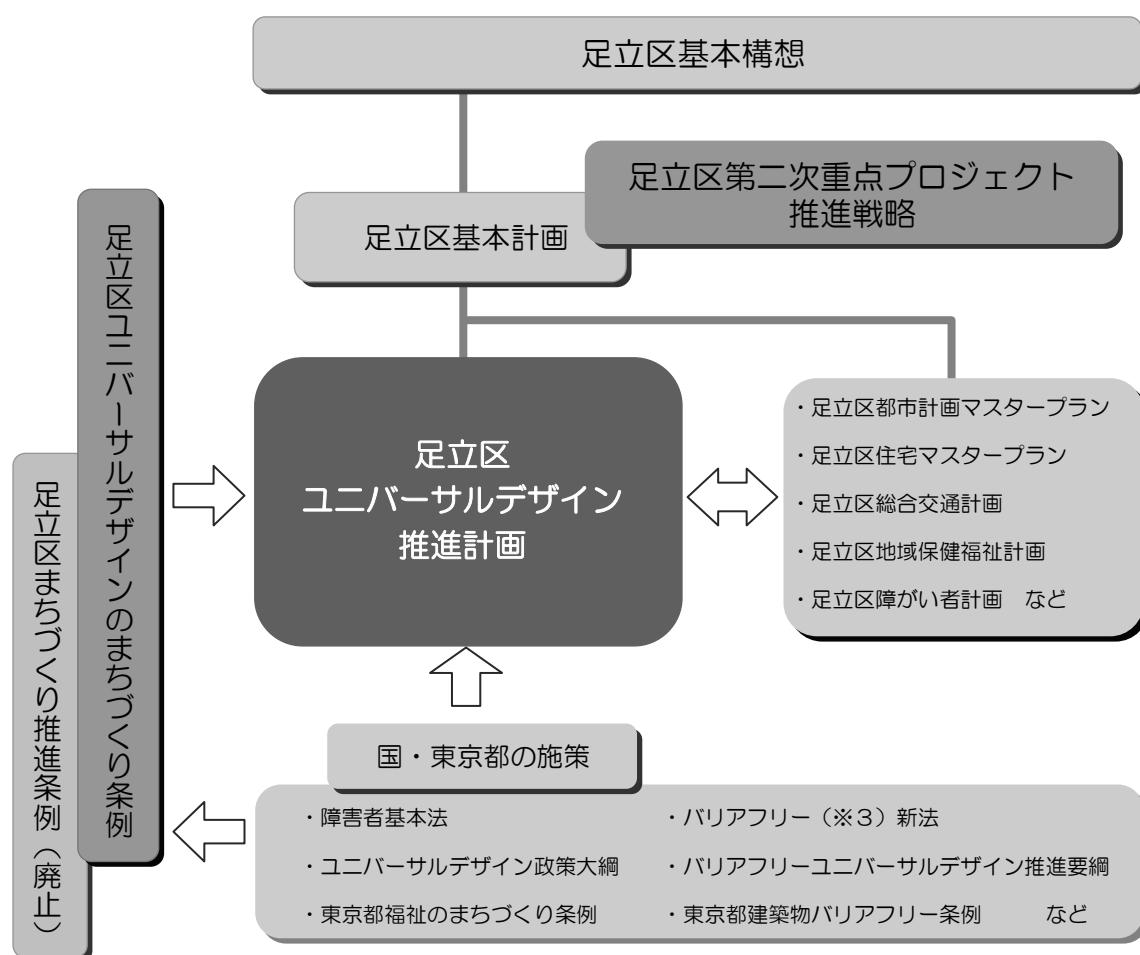
### ※1 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

## 2 推進計画の位置づけ

推進計画は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第8条第2項を根拠とし、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、足立区第二次重点プロジェクト事業に位置づけたユニバーサルデザインのまちづくり（※2）を体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。



### ※2 ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することができるまちづくり（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第2条より）。

### ※3 バリアフリー

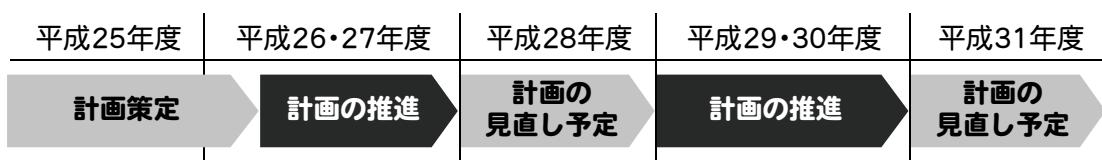
高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

## 3

## 推進計画の期間

推進計画における個別施策等の実施期間は、3ヵ年を一期間として平成26年度から平成28年度までの取り組みを定めます。

さらに、上位計画や実施計画、他の分野別施策との整合を図りながら、3年ごとに見直しを行い、その推進を図ります。

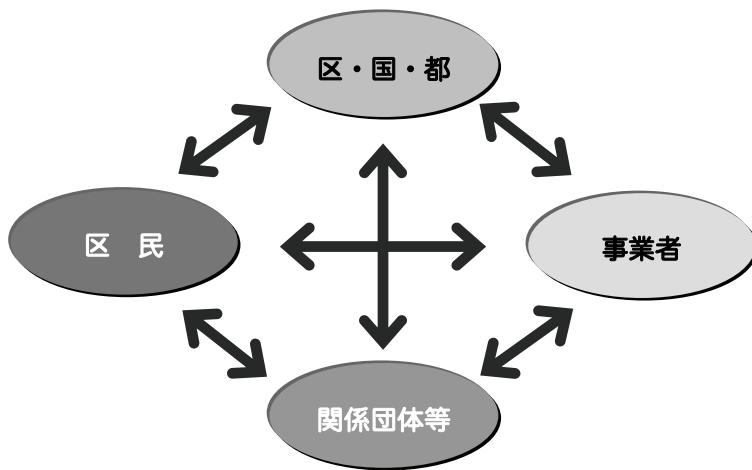


## 4

## 区民等との協働・連携による推進

これまで足立区は、安全、安心で快適に暮らしていくまちをめざしてきましたが、今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助共助公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

推進計画は、区と区民（※4）、事業者及び関係団体等（※5）並びに国・都と協働・連携し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現をめざします。



## ※4 区民

障がいの有無に関わらず、区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する全ての者をいう。

## ※5 関係団体等

町会・自治会、障がい者等の団体、商店街、区民の団体、NPO、教育機関などのユニバーサルデザインのまちづくりに関わる団体を総称している。

**5****推進計画の進行管理を行うための体制**

推進計画は、区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な計画であり、この計画の進行を管理していくため、以下の体制を確立します。

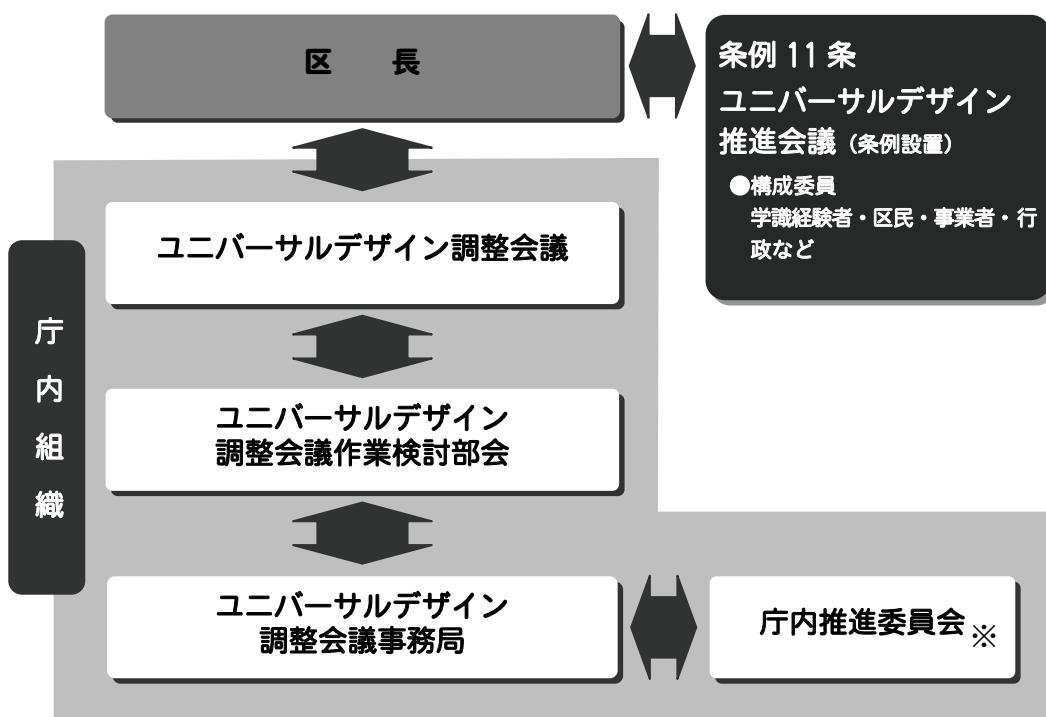
**①ユニバーサルデザイン推進会議の設置**

推進計画における施策の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、区長の附属機関として「ユニバーサルデザイン推進会議」を設置します。

**②ユニバーサルデザイン調整会議及び作業検討部会等の設置**

推進計画で定めた実施計画の具体的な進行管理を行うために、庁内にユニバーサルデザイン調整会議及びユニバーサルデザイン調整会議作業検討部会を設置し、具体的な施策の展開に関する連携と調整を図ります。

また、庁内でのユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図るために庁内推進委員会を設けます。

**ユニバーサルデザイン推進計画進行管理の体制**

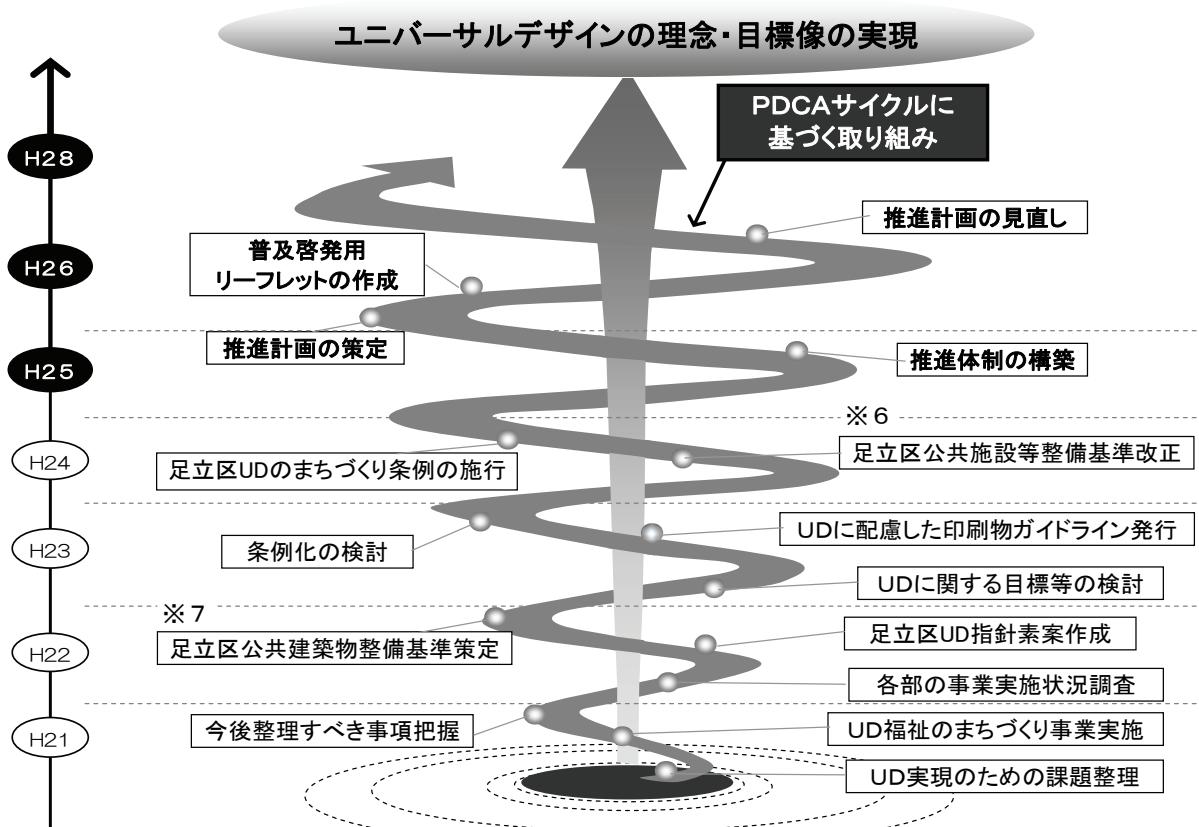
※ 各部室から推薦を受けた職員で構成し、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る人材の育成を図る

## 6 | スパイラルアップの取り組みによる推進

ユニバーサルデザインのまちづくりは、一定の水準を達成すればよいというものではなく、時間の経過とともに変化する社会環境や需要、必要性、要求されるサービス、事業に対応するため、常に利用者の評価を取り入れながら検討を加え、継続的に取り組むことで、だれもが利用しやすいまちをめざします。

そこで継続的に取り組むために、「計画、実行、評価、見直し」（Plan・Do・Check・Action）のPDCAサイクルを繰り返しながら、取り組みの成果をレベルアップしていきます。

### スパイラルアップの取り組み



#### ※6 足立区公共施設等整備基準

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、公共施設等の事業を行う者に対する指導、助言等に関し必要な事項を定めた基準。

#### ※7 足立区公共建築物整備基準

「ユニバーサルデザイン」、「安全・安心」、「環境（地球温暖化対策）」、「景観」、「みどり」について、足立区立の公共建築物に求められる水準及びこれを確保するため必要な事項を定めた基準。



## ■■□□ 第 2 章

---

### ユニバーサルデザインのまちづくりの 現状と課題



あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境を計画し実現していくことがユニバーサルデザインのまちづくりのめざす社会です。

その実現のため、この章では、ハード面とソフト面の両面から区の現状と課題を整理します。

## 1 ハード面に関する現状と課題

### 1) 公共施設等に関する現状と課題

#### 【現状】

多くの人が利用する公共施設（道路、公園等）や公共建築物（以下「公共施設等」という）の整備では、公共施設等整備基準や公共建築物整備基準などを適用した取り組みを継続してきたことで、バリアフリーやユニバーサルデザインの整備の成果があらわれています。しかし、既存施設における対応は、整備における優先度などから、まだ十分ではありません。

また、施設整備に適用する整備基準等についても、実際の施設の利用者の意見を反映し、充実させていくことが必要です。すでに、公共施設等の整備改修に際しては、区民や障がい者団体等との協働によるバリアフリーやユニバーサルデザインの点検活動等を実施していますが、これらの活動を、より充実、普及させていくことも重要です。

#### 【課題】

公共施設等整備基準や公共建築物整備基準など（以下「整備基準等」という）を適用した施設づくりを継続するとともに、既存施設等の改修においても、基準を適用する範囲を拡大し、改善計画等に基づいた整備を積極的に進める必要があります。

公共施設等の整備の際には、区民や関係団体の計画づくりや整備への参加とともに、意見等を積極的に取り入れ、だれもが利用しやすい公共施設づくりを進めることができます。

整備基準等におけるユニバーサルデザイン関連項目は、利用者の意見を踏まえつつ、定期的に改定していくための検討が必要です。

- 整備基準等に基づいた整備の推進
- 区民等の意見を取り入れた施設整備
- 利用者等の意見を踏まえた整備基準等の改定



## 2) 生活に身近な建築物等に関する現状と課題

### 【現状】

大規模な建築物や公共的民間建築物等に関しては、区の基準である環境整備基準等により、自主管理歩道の整備やスロープなどのバリアフリーの整備を誘導し、公共的な空間でのユニバーサルデザインの整備は進みつつあります。

しかし、小規模な公共的民間建築物や商店街、共同住宅や個人住宅などの生活に身近な建築物等での対応は、まだ十分な状況とはいえず、高齢化が進む現在では、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が急がれます。

### 【課題】

今後、新たに整備されていく大規模な建築物や公共的民間建築物等については、東京都福祉のまちづくり条例や足立区環境整備基準（※8）等に基づく適正な誘導を進めるとともに、新設の建築物等への対応だけではなく、現状を改善するバリアフリーへの支援も含めた推進を図る必要があります。

特に個人住宅や共同住宅などの整備、改善に向けては、現在進められている「住宅改良助成制度」などを拡充して支援するとともに、商店街や店舗の改装などにおけるユニバーサルデザインへの対応などへの検討も求められています。

さらに、身近なところで、だれもが利用できるユニバーサルデザインの製品が増えていくことが重要です。これらへの対応は、区内事業者等の協力を得ながら製品づくりを充実させていかなければなりません。

また、ユニバーサルデザインに関わる意識の高い施設や製品の紹介や表彰などは、ユニバーサルデザイン推進の動機づけにもつながるため、区独自の認定制度の創設等の検討も必要です。

- 福祉のまちづくり条例等による適正な誘導
- 民間建築物等に対するバリアフリー化やユニバーサルデザインへの支援
- ユニバーサルデザイン製品づくりの支援
- ユニバーサルデザイン認定制度等の検討

#### ※8 足立区環境整備基準

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、開発等事業者への指導及び助言等を行うに当たり、必要な事項を定めた基準

### 3) 移動手段や交通施設等に関する現状と課題

#### 【現状】

交通施設等に関しては、鉄道事業者との協働によって区内各駅にエレベーターを設置するなど、バリアフリーの整備を進めてきました。

しかし、駅施設を含む周辺地区においては、ユニバーサルデザインの推進に欠かせない「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、バリアフリー基本構想が策定されていません。

区内の移動手段としてバスの運行が重要な交通手段となっていますが、改善に努めているものの区内各地に公共交通の空白地帯が点在しています。

また、鉄道やバスを利用できない移動困難者が自由に移動できるためのソフト施策等による支援を進めていますが、まだ十分とはいえません。

#### 【課題】

交通施設等におけるユニバーサルデザインの整備の継続的な推進を図るとともに、駅施設を含む周辺地区では、鉄道高架化事業や駅前広場整備等にあわせて、バリアフリー基本構想による公共施設や民間施設等を含む面的なバリアフリー整備の推進が求められています。

公共交通の空白地帯に関しては、交通事業者等との協議をすすめ、解消に努めていくとともに、移動困難者のための交通手段等の確保や支援については、より積極的な推進を図る必要があります。

●交通施設等におけるユニバーサルデザインの促進とバリアフリー基本構想に基づく施設整備の推進

●公共交通空白地域の解消と移動困難者のための交通手段の確保支援

## 2 ソフト面に関する現状と課題

### 1) ユニバーサルデザイン教育などの普及啓発等の現状と課題

#### 【現状】

ユニバーサルデザインの推進を図るための普及啓発活動の取り組みとして、講演会の実施や学校でのユニバーサルデザインの教育が行われています。しかし、これはまだ継続的な取り組みとはなっておらず、ユニバーサルデザインの部分的な紹介や情報提供などにとどまっています。

また、ユニバーサルデザインを推進していくべき区においても、職員へのユニバーサルデザイン教育や研修の機会が不足しています。

#### 【課題】

ユニバーサルデザインの考え方を知ることができ、体験や実践して学べる講演会や教育の機会を増やすとともに、その内容も充実させる必要があります。

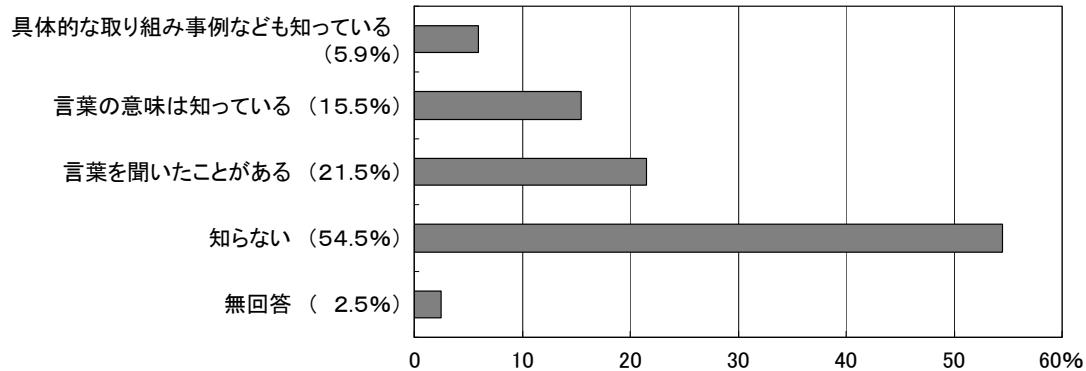
また、ユニバーサルデザインの考え方を、より広く普及していくために、わかりやすいパンフレットや副教材などの普及材料を充実しなければなりません。

今後、有効な啓発の手法や機会等の研究も重ねつつ、多様な普及啓発のツールをそろえ、その量と質を、ともに増やす必要があります。

- ユニバーサルデザインに関する教育機会の充実
- わかりやすいパンフレットや副読本等の充実
- 普及啓発活動の充実

※ユニバーサルデザインの認知状況（世論調査結果より）

第42回足立区政に関する世論調査（平成25年9月実施）において、ユニバーサルデザインについて調査を行いました。



## 2) 情報提供に関する現状と課題

### 【現状】

区政情報等の提供については、情報そのもののユニバーサルデザインへの対応は、徐々に進みつつあります。

区が発行する印刷物等については、「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」や「カラーユニバーサルデザイン（※9）ガイドライン」を定め、だれもがわかりやすい印刷物等の作成に努めています。

情報伝達手段などに関しては、わかりやすいホームページの開設やツイッターなどにより手段の多様化を進めていますが、まだ十分とはいえません。

### 【課題】

だれもが、必要とする情報を得られるための環境づくりとして、重要な生活情報の多言語化や様々なメディアでの情報提供を継続して進めていく必要があります。

特に、高齢者や障がい者、外国出身の方等への情報伝達については、受け手にあわせた伝達手段（音声ガイドや電子看板等）などの整備やその支援の推進が必要です。

民間事業者に対しても、ユニバーサルデザインによる情報提供の必要性や有効性の啓発を継続していく必要があります。

- 様々な情報の多言語化や多様なメディアによる情報提供
- 受け手にあわせた伝達手段の整備・支援
- ユニバーサルデザインに配慮した情報提供の必要性・有効性の周知啓発

※9 カラーユニバーサルデザイン

色覚の多様性に配慮し、情報が正確に伝わるようなデザイン



### 3) 推進体制に関する現状と課題

#### 【現状】

ユニバーサルデザインのまちづくりの取り組みは、様々な機会においてはじめられ、その推進に欠かせないものは、区民や事業者等の参加や参画であり、これまで公共施設等の施設整備や区の計画づくりなどにおいて進められてきました。

しかし、これら参加や参画を継続的に進めるしくみや、様々な人が気軽に参加できるしくみが不足しています。

#### 【課題】

現在進められている区民や事業者による参加や参画の取り組みの拡充と発展を図り、これを継続的に進めていくしくみをつくることが必要です。

ユニバーサルデザインのまちづくりの検討や推進に、区民や事業者等が直接かかわれる多様なしくみと、これらを支援し促進するためのしくみの拡充も必要です。

- 現在の区民参画の取り組みの拡充と継続するしくみの構築
- 区民等が直接関わることができるしくみの拡充



## 第3章

### ユニバーサルデザインのまちづくりの 基本方針と目標像



## 1 基本方針「5つの柱」

第2章の現状と課題から、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本方針「5つの柱」を以下の通り定め、この方針に基づきまちづくりに取り組んでいきます。

### 1) 柱ー1 だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』

#### 【基本方針】

～だれもが安心して快適に暮らせるくらしの場をつくります～

まちの様々な施設として、公共的施設や民間施設、区民の住まいなどにおいて、ユニバーサルデザインの生活環境づくりをめざします。

だれもが安心して快適に暮らせるまちの基本は、自分の住まいや地域などで、何の支障もなく日常の生活や様々な活動が行えることです。そのためには、まずは、施設整備などのハード面でのまちづくりにおいて、このことが実現されることが大切です。

また、快適に暮らしていく上で、まちの中を円滑に移動できることは重要なことです。このことで、様々なひとが色々な場所へ進出することが可能となり、より多くの社会参加ができます。さらに様々なひと同士の交流が促進され、地域やコミュニティでの支えあいやつながりが強まり、より安心なまちが実現されます。

そのための制度やしくみを整えるとともに、だれもが安心して移動できるよう交通利便性の向上も図っていきます。

#### 具体的な取り組み等

- 公共施設や民間施設等のユニバーサルデザインの整備
- 生活の要となる住まいなどでのユニバーサルデザインの整備
- だれもが円滑に移動するための施設や設備等の整備
- 移動を必要とする人が気軽に利用できる制度等による支援
- まちや施設でのわかりやすい案内やサインの充実



2つの高さに設置された手すり



## 2) 柱ー2 だれもが使いやすい『ものづくり』

### 【基本方針】

～だれもが使いやすい製品の開発支援や利用の普及促進に努めます～

だれもが安心して自立した日常生活を送るためには、私たちの身のまわりに、だれにでも使える製品が増えていくことが大切です。また、使いやすいものを考えることは、考えていることへの気づきにつながります。

だれもが使いやすい製品の普及に努めるとともに、区、区民、事業者の連携によるユニバーサルデザインの製品開発のために、利用者の意見や要望、または事例や考え方の情報を提供します。さらに、製品を普及促進するための機会や場を提供することでユニバーサルデザインの製品づくりを支援し、促進していきます。

### 具体的な取り組み等

- ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報等の提供
- ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場の提供



利用者の意見や要望を伝える



普及促進のための機会や場の提供

### 3) 柱ー3 思いやりある『ひとづくり』

#### 【基本方針】

～「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」ができるひとを育みます～

より多くのひとがユニバーサルデザインについて知り、気づき、そして、互いの個性や立場を理解しあうための「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」ができるひとを育みます。

このことは、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の要であり、だれもがいきいきとした生活を送り、互いに尊重したまちづくりを進めていくための主体となります。

この「思いやりあるひと」が増えることで、地域の中で助け合いや支えあいが増え、コミュニティによるユニバーサルデザインのまちが実現できます。

さらに、ユニバーサルデザインの理念を実践していくことで、身近な暮らしの場づくりや、ものづくりも推進されます。

こうした人々の活躍は、ユニバーサルデザインの普及・啓発活動の促進や認知度を高め、よりよい効果を地域に波及させ、ユニバーサルデザインの推進における、様々な取り組みの活性化につながります。

#### 具体的な取り組み等

- 「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」を実践するための教育
- 多様な人々の交流と連携
- 多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発



ユニバーサルデザインの  
普及・啓発活動



「思いやりのあるひと」を育む



## 4) 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

### 【基本方針】

～受け手の状況にあわせた多様で細やかなサービスや情報づくりに努めます～

高齢者や障がい者、外国出身の方等への情報伝達については、受け手に合わせた伝達手段（音、言葉、文字や絵等）が求められます。

だれもが必要な情報を簡単に入手できるよう、情報伝達手段の多様化を進め、やすしく、わかりやすいサービスや情報づくりに努めます。

生活の利便性だけではなく安全で快適な生活を営むために、だれもが、いつでも、どこでも必要な情報を円滑に入手でき、必要なサービスの提供を受けることができる環境づくりを進めます。

また、だれにとっても見やすく理解しやすい情報づくりにこころがけ、カラーユニバーサルデザインやわかりやすいレイアウト、言葉の表現などに配慮します。

ユニバーサルデザインに基づくサービスの提供に関しては、来庁者への窓口での応対などにより、区が先導的にその理念の実践を行い、だれもがきめ細やかなサービスを受けられる体制の充実を図ります。

### 具体的な取り組み等

- 情報のユニバーサルデザイン化
- 情報伝達手段の多様化
- 様々な障がいへの対応やだれもがわかりやすく親切な案内や対応



だれにとっても理解しやすい  
図記号

#### 5) 柱ー5 みんなが参加できる『しくみづくり』

##### 【基本方針】

～みんなが参画し、みんなで進め、それぞれの立場で

実現していくしくみをつくります～

ユニバーサルデザインの計画づくりや推進過程において区民や事業者が、このプロセスに参加・参画でき、継続的に取り組むしくみづくりを進めます。

様々な事業や計画への区民や事業者の参加により、多様な意見を出し合うことで、より良い施設整備が実現されるとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりが推進されます。

そのためには、ユニバーサルデザインの取り組みを効果的に計画、評価し、スパイラルアップするためのしくみを整えます。

##### 具体的な取り組み等

- 区と区民、事業者との協働で進めるしくみづくり
- 計画、評価を行いスパイラルアップするためのしくみづくり



色々なひとが参加・参画できる  
取り組み



計画、評価を行い  
スパイラルアップするための  
しくみづくり



## 2 | まちづくりの目標像

区の現状や課題から出されたユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本方針「5つの柱」から、まちづくりの目標像を以下のように設定しました。

＜ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像＞

### 「思いやり」と「こころづかい」があふれるまちづくり だれもが安心して暮らせるまち あだち

いつでも、だれもが「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」ができる区民があふれ、この区民によるまちづくりを推進し、だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします。

「思いやりのこころ」を、人のためや社会のために使う「こころづかい」を学び行動することで、人ととのこころをつなげ、『だれもが安心して暮らせるまち』を実現します。





## 第 4 章

---

### ユニバーサルデザインのまちづくりの 行動計画と区の個別施策



### 1

### 目標像、基本方針「5つの柱」、及び行動計画の体系について

第3章では、基本方針「5つの柱」を定め、目標像を設定しました。

第4章では、課題を解決し、ユニバーサルデザインのまちづくりを具体的に推進する行動計画を定めます。

この行動計画は、区と区民、事業者等がユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための指針として定めるものです。その中でも区民、事業者等の主体的な行動は、推進において欠かせないものとなり、これらを支援し、活性化するために、まず区が行動します。

また、この行動計画を実践していくことで、課題の解決と目標像の実現につなげていきます。

第4章の後半では、区が基本方針「5つの柱」に基づく個別施策（アクションプログラム）を示しています。



## ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像

「思いやり」と「こころづかい」があふれるまちづくり  
だれもが安心して暮らせるまち あだち

### ユニバーサルデザインのまちづくりの課題

### 基本方針「5つの柱」

#### 公共施設等に関する課題

- ・整備基準等に基づいた整備の推進
- ・区民等の意見を取り入れた施設整備
- ・利用者等の意見を踏まえた整備基準等の改定

#### 生活に身近な建築物等に関する課題

- ・福祉のまちづくり条例等による適正な誘導
- ・民間建築物等に対するバリアフリー化やユニバーサルデザインへの支援
- ・ユニバーサルデザイン製品づくりの支援
- ・ユニバーサルデザイン認定制度等の検討

#### 移動手段や交通施設等に関する課題

- ・交通施設等におけるユニバーサルデザインの促進とバリアフリー基本構想に基づく施設整備の推進
- ・公共交通空白地域の解消と移動困難者のための交通手段の確保支援

#### ユニバーサルデザイン教育などの普及啓発等の課題

- ・ユニバーサルデザインに関する教育機会の充実
- ・わかりやすいパンフレットや副読本等の充実
- ・普及啓発活動の充実

#### 情報提供に関する課題

- ・様々な情報の多言語化や多様なメディアによる情報提供
- ・受け手にあわせた伝達手段の整備・支援
- ・ユニバーサルデザインに配慮した情報提供の必要性・有効性の周知啓発

#### 推進体制に関する課題

- ・現在の区民参画の取り組みの拡充と継続するしくみの構築
- ・区民等が直接関わることができるしくみの拡充

#### 1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

だれもが安心して快適に暮らせる  
くらしの場をつくります

#### 2 だれもが使いやすい 『ものづくり』

だれもが使いやすい製品の開発支援や  
利用の普及促進に努めます

#### 3 思いやりある 『ひとづくり』

「思いやりのこころ」を持ち、  
「こころづかい」ができるひとを育みます

#### 4 わかりやすく適切な 『サービスや情報づくり』

受け手の状況にあわせた多様で細やかな  
サービスや情報づくりに努めます

#### 5 みんなが参加できる 『しくみづくり』

みんなが参画し、みんなで進め、  
それぞれの立場で実現していく  
しくみをつくります

ハ  
ー  
ド  
面  
で  
の  
課  
題

ソ  
フ  
ト  
面  
で  
の  
課  
題

ハ  
ー  
ド  
面  
で  
の  
課  
題

(目標像、基本方針「5つの柱」、行動計画の体系図)

行動計画(アクションプラン)P22~31

- (1) ユニバーサルデザインの視点を重視した施設等の整備を推進します
- (2) 円滑に移動できるための設備等の整備を促進します
- (3) まちや施設でのわかりやすい案内やサインを充実させます

- (1) ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報等を提供します
- (2) ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場を提供します

- (1) ユニバーサルデザインの理解を深めるための教育(学び)を推進します
- (2) ユニバーサルデザインの推進を図るための交流と連携を促進します
- (3) 多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発を推進します

- (1) 情報のユニバーサルデザイン化を充実させます
- (2) 情報発信のユニバーサルデザイン化を推進します
- (3) わかりやすく親切な案内や対応を推進します

- (1) 協働で進めるしくみをつくります
- (2) スパイラルアップするためのしくみを整えます

区が実施する個別施策(アクションプログラム)P32~73

- ① ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する
- ② ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する
- ⑥ 高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う
- ⑦ 公営住宅にエレベーターを整備する
- ⑧ 放置自転車等をなくす対策を強化する
- ⑨ 鉄道駅舎のエレベーター等の整備に対する支援を行う
- ⑩ 障がい者への様々な移動手段を確保する
- ⑪ ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する
- ⑫ ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する
- ⑬ 音声情報や触知情報による誘導施設を設置する
- ⑭ 多言語による案内サインを充実させる
- ⑮ バリアフリー基本構想を策定する

- ① 区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する
- ② 区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する

- ① ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する
- ② ユニバーサルデザイン出張講座を実施する
- ③ ユニバーサルデザインに関する記述のある教科書による学習を行う
- ④ 職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る
- ⑤ 在住の外国出身の方の日本語学習を支援する
- ⑥ 児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する
- ⑦ 交流イベント「あだち国際まつり」を開催する
- ⑧ 区民向けユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する
- ⑨ 「カラーユニバーサルデザインガイドライン」「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」を職員に周知する

- ① ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する
- ② 聴覚障がい者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する
- ③ だれでも読みやすい「あだち広報」を作成する
- ④ アクセシビリティに配慮したホームページを作成する
- ⑤ 多言語に対応したホームページや通知等を作成する
- ⑥ 防災ナビを利用し災害時における情報を発信する
- ⑦ 外国語での窓口相談や電話相談を実施する
- ⑧ 足立区ホームページにユニバーサルデザインコーナーを作成する

- ① 審議会委員等の公募性を推進する
- ② パブリックコメントを実施する
- ③ ユニバーサルデザイン推進会議を設置する
- ④ 「やさしいまちづくり調査隊」による公共施設等の検証のためのまちあるきを実施する



## 2

## 区と区民、事業者の行動計画（アクションプラン）

### 1) だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』における具体的な取り組み

#### （1）ユニバーサルデザインの視点を重視した施設等の整備を推進します

##### ①公共建築物や道路公園等の公共施設の整備の推進

多くの人が訪れる公共施設では、早急にユニバーサルデザインの整備を進める必要があります。

新たにつくられていく施設だけではなく、改築や改修が必要な施設に関しても、公共建築物整備基準を適用して、よりユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
公共建築物や公共施設（道路公園等）での整備の推進 (バリアフリー基本構想づくり等)	<ul style="list-style-type: none"><li>○積極的に整備の推進を図る</li><li>○公共建築物整備基準による整備の推進を図る</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者として、現状を評価し、より良い整備案を提案し、改善に参画する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者の視点で計画への積極的な参画と整備のより良い改善を提案する</li><li>○積極的に整備の推進を図る</li></ul>

#### 公共施設でのユニバーサルデザインの推進



だれもが利用可能な多目的トイレの整備



誘導ブロックを整備し、車道との段差を極力なくした歩道のセミフラット化

## ②公的な建築物等での整備の推進

大規模な商業施設や身近な商店街などの多くのひとが利用する建築物等も、環境整備基準により民間事業者の協力を得ながら整備を進めています。今後も、ユニバーサルデザインに配慮した建築物を民間事業者と一緒に増やしていきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
公的な建築物や民間建築物等での整備の推進	○環境整備基準による整備の誘導や整備を支援する	○利用者として、現状を評価し、より良い整備案や要望等を提案する	○環境整備基準による整備を推進する ○利用者の要望を積極的に取り入れ協力する

## ③住宅施設等での整備の推進

生活の要となる住宅施設等においても、安全にかつ快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに即した改善や改良に向けての環境づくりを進めます。

特に高齢者や障がい者の住宅等については、積極的にユニバーサルデザインへの改善を図るための支援を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
住宅等での整備の推進（高齢者住宅等のユニバーサルデザイン改善支援など）	○ユニバーサルデザインの住まいづくりのための制度の拡充を図る	○積極的に制度を活用して整備を図る	○積極的に制度を活用して整備を図る ○ユニバーサルデザインの住まいづくりを推進する



## (2) 円滑に移動できるための設備等の整備を促進します

### ①だれもが利用でき移動しやすい施設や設備等の整備の促進

だれもが、まちなかを円滑に移動できるための設備や施設について、関係事業者と協議を進め、協働で整備を進めます。

また、公共交通の整備に関しては、利便性向上に向けて改善に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
だれもが利用でき移動しやすい施設や設備等の整備の促進	○事業者と協議して交通網や施設設備の改善と支援を進める	○利用者として、現状を評価し、より良い整備案を提案する ○施設や設備等を積極的に利用する	○積極的にユニバーサルデザインの推進を図る ○利用者の視点での要望を積極的に取り入れ協力する

### ②必要な人が、移動のために気軽に利用できる制度等による支援

障がい者や高齢者、子育て中の方なども、不便や負担なく楽しく安全に移動や外出ができるよう取り組みや支援を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
必要な人が、移動のために気軽に利用できる制度等による支援 (福祉タクシーやバス等による支援)	○移動するため気軽に利用できる制度の拡充を図る	○制度を利用し積極的に社会へ参加する ○制度を評価し、より良い制度案を提案する	○制度の拡充に協力する

#### 公共交通機関等でのユニバーサルデザインの推進



だれもが利用しやすいうように、階段、エスカレーター、エレベーターが併設された駅舎



線路への転落や列車との接触を防ぎ  
だれにとっても安全なホームドア

### (3) まちや施設でのわかりやすい案内やサインを充実させます

案内やサインは、情報の受け手の立場に立ち、障がいの有無や年齢、外国出身の方などに配慮するとともに、設置の必要な場所や内容などにも十分配慮して、効果的な案内やサインの整備を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
まちや施設でのわかりやすい案内やサインの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○だれもが理解できるサインの整備を推進する</li> <li>○整備基準等に基づいた整備を推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者として、現状を評価し、より良い整備案を提案する</li> <li>○必要な場所や必要な内容等の要望を提案し評価する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすいサインの整備に協力する</li> <li>○整備基準等に基づき整備に協力する</li> </ul>

#### わかりやすいサインの一例



白色のランプでだれもが見やすい  
電光掲示板



多言語表記とピクトグラム(図記号)により、多くの方が理解できるようにつくられた案内板



## 2) だれもが使いやすい『ものづくり』における具体的な取り組み

### (1) ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報等を提供します

ユニバーサルデザインの製品づくりの促進は、事業者等へのユニバーサルデザインの考え方の啓発とともに、産業活性化の視点を踏まえつつ支援と促進を図ります。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○産・学・官による講座等の開催</li><li>○開発のための意見の集約や情報を提供する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○製品の現状を評価し、利用意見や開発の要望などを提案する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○様々な意見を取り入れてユニバーサルデザインの製品を開発する</li></ul>

### (2) ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場を提供します

ユニバーサルデザイン製品の普及に向けた情報提供や、普及促進するための機会や場の提供を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○製品の情報を紹介し普及を促進する</li><li>○普及促進の場等を提供し支援する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者として、現状を評価し、より良い製品案等を提案する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ユニバーサルデザイン製品であることを活かしてPRし普及を推進する</li></ul>

### 3) 思いやりある『ひとづくり』における具体的な取り組み

#### (1) ユニバーサルデザインの理解を深めるための教育（学び）を推進します

ユニバーサルデザインを推進するために「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」を実践するための教育を推進します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザインの理解を深めるための教育（学び）の推進 (講習会やリーダーの育成、学校教育や社員研修などでのユニバーサルデザイン研修やフォーラム、出張・出前講座)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機会の場の提供</li> <li>○各種団体や事業者との協働による学習の場づくりを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に教育の場へ参加し学ぶ</li> <li>○地域で積極的に学びの場づくりに協力する</li> <li>○地域団体や関係団体は、学びの場について企画立案する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に教育の場へ参加し学び、協力する</li> <li>○事業所内でのユニバーサルデザインの研修を進める</li> <li>○ユニバーサルデザインの活動やイベント、事業等を進める</li> </ul>

ユニバーサルデザイン推進委員会



ワークショップなどで理解を深める

#### (2) ユニバーサルデザインの推進を図るための交流と連携を促進します

地域には、外国出身の方や障がい者、高齢者など、様々な人が生活を営んでいます。そこで、お互いの理解につながる交流や連携の機会を増やし、この機会を区民が利用、参加することでユニバーサルデザインの考え方を理解した区民を育み、ひとづくりを進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザインの推進を図るための交流と連携の促進 (多文化や世代間の交流・障がい者団体やボランティア団体、教育機関などの連携、社会参加等の自立支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流や連携のための場づくりを進める</li> <li>○各種団体の連携を図るために協議や協働のしくみをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流や連携に積極的に参加する</li> <li>○交流や連携にボランティアとして参加し協力する</li> <li>○地域の団体として交流や連携を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流や連携に積極的に参加する</li> <li>○交流や連携の場づくりに協力する</li> </ul>



### (3) 多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発を推進します

教育や交流・連携の場だけではなく、区の様々な場所やイベントでユニバーサルデザインの考え方を周知する機会を増やすとともに、これらの普及啓発に必要な資料や器具を用意して、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発の推進 (ユニバーサルデザインハンドブック、パンフレット等の作成)	<ul style="list-style-type: none"><li>○普及啓発を進めるためのパンフレットを作成する</li><li>○教育の場で活用できる副読本等を作成する</li><li>○区のホームページ等を活用し周知する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○積極的に利用し理解を深める</li><li>○学校施設の休日開放等、身近な施設を利用し、地域で積極的に周知し活用する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業所の企業イメージとしてユニバーサルデザインの取り組みを推進し周知を図る</li><li>○事業所の事業目的の中に、ユニバーサルデザインの考え方を反映し協力する</li></ul>

#### ユニバーサルデザインの学習会



区民が参加できる講習会や勉強会の開催

## 4) わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』における具体的な取り組み

### (1) 情報のユニバーサルデザイン化を充実させます

だれもがユニバーサルデザイン化された情報づくりを推進し、高齢者や障がい者、外国出身の方に配慮した、わかりやすい情報づくりに努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン情報の提供の充実 (おでかけマップ、施設ガイド、まちのユニバーサルデザイン紹介等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドラインにもとづいた情報のユニバーサルデザインを推進する</li> <li>○カラーユニバーサルデザイン等に配慮し、だれもが見やすい工夫に努める</li> <li>○制度を拡充させ、様々なユニバーサルデザイン化された情報を充実させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザイン化された情報を利用して積極的に社会参加をする</li> <li>○制度の活用や運用に参加し協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報のユニバーサルデザイン化に協力する</li> <li>○制度の活用や運用に参加し協力する</li> </ul>

### (2) 情報発信のユニバーサルデザイン化を推進します

だれもが望んだ情報を得られる環境づくりを進めるとともに、情報伝達手段の多様化に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
情報発信のユニバーサルデザイン化の推進 (スマートフォンのアプリケーションを利用した防災ナビ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○だれもが円滑に情報を受けられる工夫をし、伝達手段の多様化に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用するとともにより良い改善を提案し評価する</li> <li>○伝達手段の点検や作成に協力する</li> </ul>	○伝達手段の点検や作成に協力する

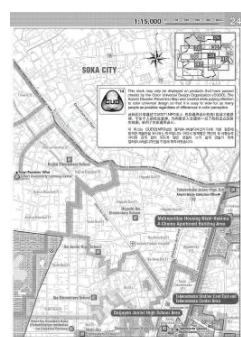
#### ユニバーサルデザイン化された印刷物や情報伝達手段



スマートフォンのアプリケーションを用いて配信している防災ナビ



だれでもトイレや赤ちゃん休憩室を記載した「おでかけマップ」



多言語表記とカラーユニバーサルデザインに配慮した防災マップ



### (3) わかりやすく親切な案内や対応を推進します

わかりやすく親切な案内対応（接客、窓口対応、電話対応）に心がけ、専門用語の使用を控えるなど、それぞれのサービスの受け手にあわせたサービスの提供に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
わかりやすく親切な案内や対応の推進 (接客、窓口対応、電話対応等)	<ul style="list-style-type: none"><li>○接遇（接客）マニュアル等の活用による案内や対応を推進する</li><li>○様々なコミュニケーション手段の拡充を図る</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○受け手として、また自らも提供者として親切な案内や対応に心がける</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○受け手として、また自らも提供者として親切な案内や対応に心がける</li></ul>

#### わかりやすく親切な案内と対応



庁舎案内表示と係員により、だれにとってもわかりやすい対応を行う区役所総合案内



来庁舎への接客方法を記載した職員向け接客マニュアル

## 5) みんなが参加できる『しくみづくり』における具体的な取り組み

### (1) 協働で進めるしくみをつくります

ユニバーサルデザインの推進を区と区民、事業者との協働により進める体制をつくります。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
協働で進めるしくみをつくる (推進委員・協議会、各種委員会との連携制度の創設、推進運動、認定制度)	○ユニバーサルデザイン推進のための制度の確立や創設による推進を図る	○積極的に参加し、推進の原動力となる ○現状を評価し、より良い体制や要望を提案し、積極的に改善に参加する	○積極的に参加し推進の原動力となる ○制度等を支援するとともに協力する

### (2) スpiralアップするためのしくみを整えます

ユニバーサルデザインの取り組みを継続的、かつレベルアップさせるために、区民や事業者、専門家の参加や参画により、区と協働で計画、評価を行う体制やしくみをつくります。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
スパイラルアップするためのしくみを整える (ユニバーサルデザイン推進モデル地区や交通バリアフリー構想の策定等)	○ユニバーサルデザインの改善要望や意見を収集するための制度の創設と確立を図る ○定期的なユニバーサルデザインの調査などを実施（モニター制度等）する ○ユニバーサルデザイン推進モデル地区や交通バリアフリーを推進する	○積極的に参加し、推進の原動力となる ○現状を評価し、より良い体制やしくみ、要望を提案し、積極的に改善に参加する	○制度等を支援するとともに協力する

#### 協働による推進、参加のしくみ



学識経験者や区民等で構成されたユニバーサルデザイン推進会議



職員と様々な立場の区民等で公共施設の使いやすさを点検

### 3 | ユニバーサルデザインに関する区の個別施策（アクションプログラム）

#### 1) 個別施策の概要

区が実施するユニバーサルデザインに関する取り組みを、個別の施策ごとに以下に示します。

平成26年度からの3年間は、この取り組みを重点的に進めるとともに必要な新たな施策の検討を行います。

基本方針「5つの柱」における区の個別施策表

基本方針 (5つの柱)	行動計画 (アクションプラン)	個別施策 (アクションプログラム)
柱一 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』	ユニバーサルデザインの視点を重視した施設等の整備の推進 (公共建築物・道路・公園・公的建築物・住宅施設等)  円滑に移動できるための設備等の整備を促進 (公共交通・移動支援等)  まちや施設でのわかりやすい案内やサインの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する</li><li>②ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する</li><li>③ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する</li><li>④ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する</li><li>⑤ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する</li><li>⑥高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う</li><li>⑦公営住宅にエレベーターを整備する</li><li>⑧放置自転車等をなくす対策を強化する</li><li>⑨鉄道駅舎のエレベーター等の整備に対する支援を行う</li><li>⑩障がい者への様々な移動手段を確保する</li><li>⑪ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する</li><li>⑫ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する</li><li>⑬音声情報や触知情報による誘導施設を設置する</li><li>⑭多言語による案内サインを充実させる</li><li>⑮バリアフリー基本構想を策定する</li></ul>

基本方針 (5つの柱)	基本的な方向	個別施策
柱一2 だれもが使いやすい 『ものづくり』	<p>ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報等の提供</p> <p>ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場の提供</p>	<p>①区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する</p> <p>②区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する</p>
柱一3 思いやりある 『ひとつくり』	<p>ユニバーサルデザインの理解を深めるための教育(学び)の推進 (区民や事業者を対象とした講習会、リーダー育成研修、学校教育、職員研修等)</p> <p>ユニバーサルデザインの推進を図るための交流と連携の促進 (講座・イベント・交流・ボランティア育成等)</p> <p>多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発の推進 (ハンドブック、パンフレット等)</p>	<p>①ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する</p> <p>②ユニバーサルデザイン出張講座を実施する</p> <p>③ユニバーサルデザインに関する記述のある教科書による学習を行う</p> <p>④職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る</p> <p>⑤在住の外国出身の方の日本語学習を支援する</p> <p>⑥児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する</p> <p>⑦交流イベント「あだち国際まつり」を開催する</p> <p>⑧区民向けのユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する</p> <p>⑨「カラーユニバーサルデザインガイドライン」「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」を職員に周知する</p>

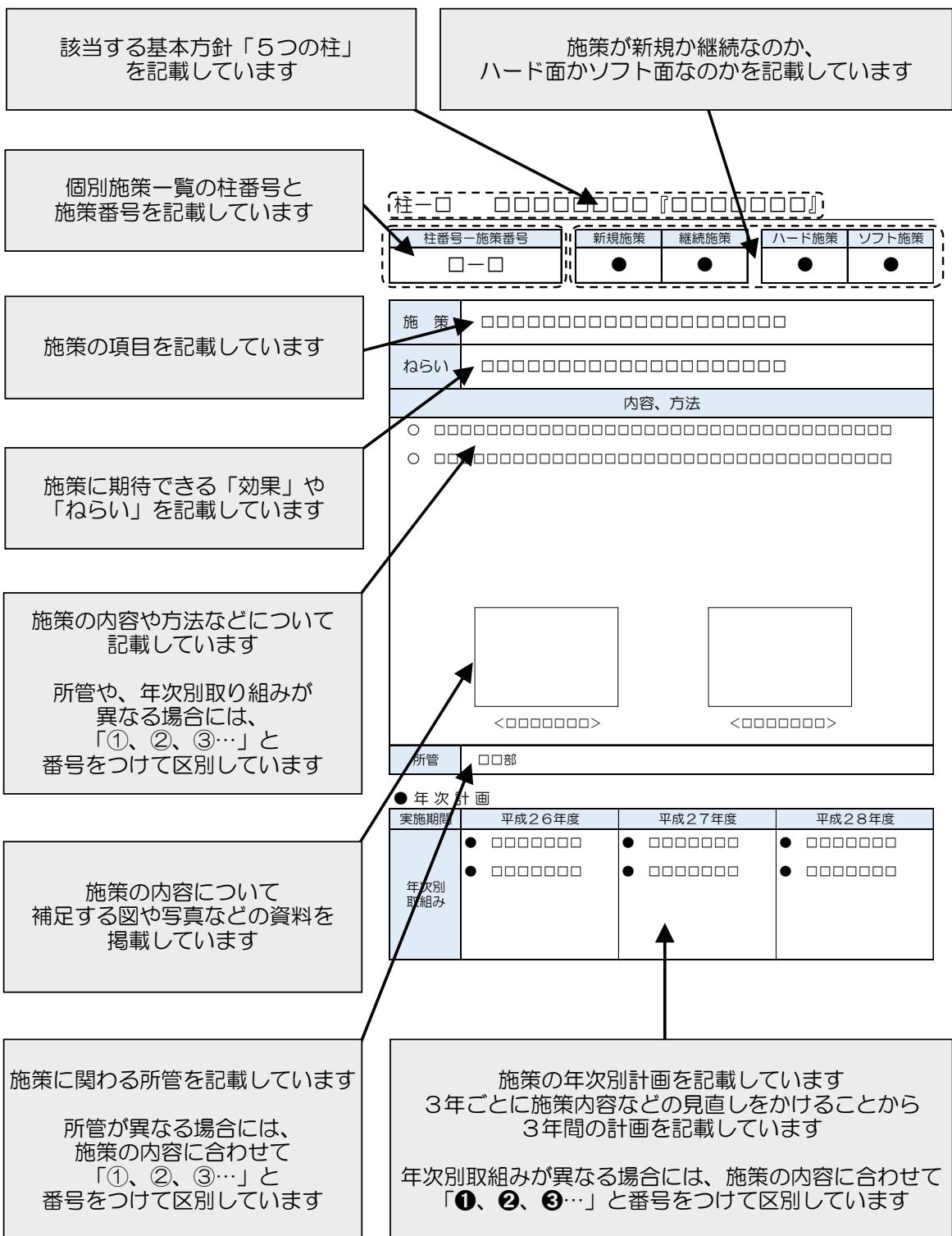


基本方針 (5つの柱)	基本的な方向	個別施策
柱一4 わかりやすく適切な 『サービスや情報づくり』	情報のユニバーサルデザイン化を充実させます  情報発信のユニバーサルデザイン化を推進します  わかりやすく親切な案内や対応の促進 (接客、窓口対応、電話対応)	<ul style="list-style-type: none"><li>①ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する</li><li>②聴覚障がい者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する</li><li>③だれでも読みやすい「あだち広報」を作成する</li><li>④アクセシビリティに配慮したホームページを作成する</li><li>⑤多言語に対応したホームページや通知等を作成する</li><li>⑥防災ナビを利用し災害時における情報を発信する</li><li>⑦外国語での窓口相談や電話相談を実施する</li><li>⑧足立区ホームページにユニバーサルデザインコーナーを作成する</li></ul>
柱一5 みんなが参加できる 『しくみづくり』	協働で進めるしくみをつくる  スパイラルアップするためのしくみを整える	<ul style="list-style-type: none"><li>①審議会委員等の公募性を推進する</li><li>②パブリックコメントを実施する</li><li>③ユニバーサルデザイン推進会議を設置する</li><li>④「やさしいまちづくり調査隊」による公共施設等の検証のためのまちあるきを実施する</li></ul>

## 2) 個別施策の内容

以下の様式にしたがい、各施策について説明しています。

### 【個別施策シートの見方】





## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－①		●	●	

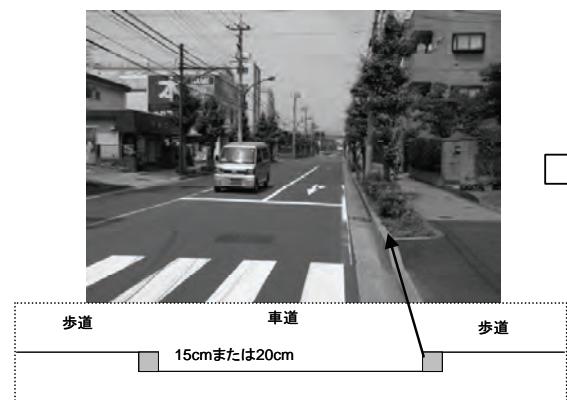
施 策	ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する
ねらい	だれもが安心して移動できる安全な歩行空間を整備する

### 内容、方法

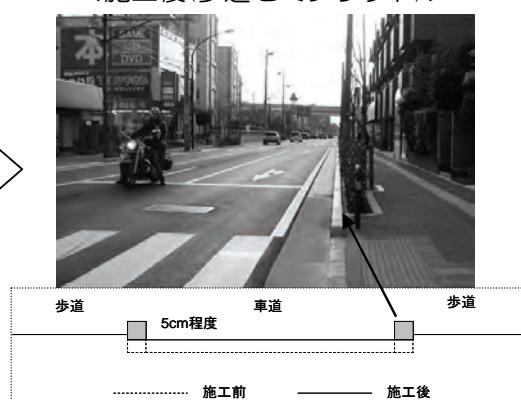
- 安全で使いやすい歩道を整備するために、歩道の拡幅、誘導ブロック、街きよの段差解消（マウントアップ→セミフラット）などを整備する
- 維持管理補修・改修をする路線のバリアフリー化や、新規整備事業路線について検討し、実施していく

※ 街きよ：舗装された街路の雨水などが流れ込む排水用の側溝

<施工前(歩道マウントアップ)>



<施工後(歩道セミフラット)>



所管	都市建設部
----	-------

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道改修工事 補助251号線[おしへ通り]、補助138号線[環七南通り]</li> <li>●その他、維持管理補修・改修工事に合わせ随時実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道改修工事 補助251号線[おしへ通り]</li> <li>●その他、維持管理補修・改修工事に合わせ随時実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道改修工事 補助251号線[おしへ通り]、亀田トレイン通り西新井駅前付近（予定）</li> <li>●その他、維持管理補修・改修工事に合わせ随時実施</li> </ul>

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－②	●	●	●	

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する
ねらい	だれもが利用しやすい安全で安心な公園を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者や高齢者など、だれもが利用できる公園をつくる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① トイレなどの公園施設改修時に、だれでもトイレ、段差解消、点字誘導ブロックなどを整備する</li> <li>② 言語の違いによる制約を受けずに情報の伝達を行うことができる、ピクトサイン（図記号）により、施設案内板等を整備する</li> <li>③ 障がい者や高齢者等の意見を聞きながら、利用しやすい公園の整備方法や管理办法について検討を行う</li> </ul>	
 <p>&lt;だれでもトイレ&gt;</p>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	①2か所予定 ②2か所予定 ③隨時	①2か所予定 ②2か所予定 ③隨時	①2か所予定 ②2か所予定 ③隨時



## 柱－1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－③		●	●	

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する
ねらい	だれもが利用しやすい安全で安心な公共施設を整備する
内容、方法	
①	公共施設等整備基準や、公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準をもとに、整備の各段階及び完成後において総合的な検証と評価を行う
②	保育施設では、施設の危険箇所などについての修繕や、全ての利用者が快適に利用できるように改修を進める
③	学校では、児童・生徒が安全かつ安心して過ごせる施設となるよう十分配慮する。また、災害発生時の第一次避難所にも指定されていることから、地域住民にも使いやすい施設となるよう整備を進める 昇降口等のバリアフリー化、だれでもトイレの設置、エレベーターの設置等を実施していく
所管	①資産管理部、都市建設部 ②子ども家庭部 ③学校教育部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	①対象工事毎 ②数園のトイレ等改修を行う ③1校予定	①対象工事毎 ②数園のトイレ等改修を行う ③予定なし	①対象工事毎 ②数園のトイレ等改修を行う ③2校予定

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー④	●	●		●

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する
ねらい	だれもが利用しやすい安全で安心な民間施設を整備促進する
内容、方法	
<p>① 平成7年4月に制定された「東京都福祉のまちづくり条例」が平成21年3月に改正され、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを推進することが明記された。このことにより、適合施設の増加、誘導の窓口指導を図る</p> <p>② 「東京都福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、店舗等内部における整備の考え方を中心まとめた、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」の普及促進を図る</p> <p>③ 商店街・地域の活性化や公共性の向上を目的として、商店街の中核となる区内の個店に対して店舗の改装費用などを補助し、ユニバーサルデザインに配慮した店舗の整備を促進する</p>	
 	<p>&lt;東京都福祉のまちづくり条例のあらまし&gt;</p> <p>&lt;店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン&gt;</p>
所管	①福祉部 ②都市建設部 ③産業経済部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③チェックリストにユニバーサルデザインの項目を追記</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③継続</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③継続</p>



## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－⑤		●	●	

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する
ねらい	だれもが利用しやすい安全で安心な駐車場や駐輪場を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化した駐車場・駐輪場の大規模改修にあわせてその都度検討を行う</li> <li>○ 公共施設等整備基準をもとに整備を実施する</li> </ul>	
<p style="text-align: center;">&lt;高野駅西自転車駐車場&gt;</p>	
<p style="text-align: center;">↑ 利用方法案内板（2か国語表示＋イラスト）</p> <p style="text-align: center;">→ 案内看板（4か国語表示＋見やすい色調）</p>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●改修工事にあわせて検討・実施	●改修工事にあわせて検討・実施	●改修工事にあわせて検討・実施

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑥		●	●	

施 策	高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う
ねらい	安全で安心な住宅を普及する
内容、方法	
<p>① 在宅の重度身体障がい者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図る</p> <p>② 高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や、家族構成の変化に応じた間取り変更に対し、工事費の一部を助成する</p> <p>③ 日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成する（※介護保険認定で「自立」判定の高齢者に限る）</p> <p>④ 日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成する (※介護保険認定で「要支援・要介護」判定の高齢者に限る)</p>	
所管	福祉部、都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<p>①50件</p> <p>②20件 2,000千円</p> <p>③80件</p> <p>④280件</p>	<p>①～④</p> <p>平成26年度に具体的な計画（実施計画）を作成</p>	<p>①～④</p> <p>平成26年度に具体的な計画（実施計画）を作成</p>



## 柱一1 だれもが活動しやすい『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－⑦		●	●	

施 策	公営住宅にエレベーターを整備する
ねらい	だれもが利用しやすい安全で安心な公共住宅を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 区営住宅の大規模改修に合わせて実施する</li><li>○ 区営住宅として適切な長寿命化を図る区営住宅等長寿命化計画と合わせて、一定の水準を満たした住棟を選定し、エレベーターを設置する</li></ul>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別 取組み	●伊興五丁目アパート 2・4号棟、大谷田 一丁目第2アパート 設置予定	●未定	●未定

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑧		●	●	

施 策	放置自転車等をなくす対策を強化する
ねらい	歩行者の妨げとなる支障物を取り除き、だれもが安心して通行できる道路を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者の妨げとなる支障物を取り除き、だれもが安心して通行できる道路を整備する</li> <li>○ 鉄道各駅周辺において自転車等放置禁止区域を指定（路面ステッカー等にて標示）し、腕章をつけた街頭指導員を配置する。 自転車駐車場への誘導及び警告・撤去活動等を行う</li> </ul>	
 <p>＜街頭指導による自転車駐車場への誘導案内＞</p>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●隨時実施	●隨時実施	●隨時実施



## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑨		●		●

施 策	鉄道駅舎のエレベーター等の整備に対する支援を行う
ねらい	安心で安全な利用しやすい駅舎を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国、鉄道事業者と協働して区内鉄道駅のバリアフリー化を図る</li><li>○ 1日の利用者が3,000人以上の駅に対して支援を行う</li></ul>	
 	
<p>＜綾瀬駅設置例：改札口＞      ＜綾瀬駅設置例：ホーム＞</p>	
所管	福祉部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●通年	●通年	●通年

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑩		●		●

施 策	障がい者への様々な移動手段を確保する
ねらい	障がい者がどこへでも移動できる環境をつくり支援する
内容、方法	
<p>① 地域における自立生活及び社会参加を促す支援としてガイドヘルパーを派遣する</p> <p>② 施設への移動手段の確保として施設通所バスを運行する</p> <p>③ ドアツードアの有償移送サービスを行う民間団体に助成し推進する</p> <p>④ 区内に住所を有する歩行困難な心身障がい者に福祉タクシー券を交付する</p> <p>⑤ 区内に住所を有する障がい者の方が自動車等により外出した場合に、その燃料費の一部を助成する</p> <p>⑥ 身体障がい者用三輪自転車の購入費の一部を助成する</p> <p>⑦ 区内に住所を有する心身障がい者が第1種普通自動車免許を取得する場合に費用の一部を助成する</p> <p>⑧ 操縦装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成する</p>	
所管	福祉部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別 取組み	①利用時間数 7,075時間 決定者数 1,281人 ②利用者数 580人/日 ③継続して推進 ④継続して実施 ⑤継続して実施 ⑥継続して実施 ⑦利用者数 10人/年 ⑧利用者数 12人/年	①H26年度に計画作成 ②H26年度に計画作成 ③継続して推進 ④継続して実施 ⑤継続して実施 ⑥継続して実施 ⑦H26年度に計画作成 ⑧H26年度に計画作成	①H26年度に計画作成 ②H26年度に計画作成 ③継続して推進 ④継続して実施 ⑤継続して実施 ⑥継続して実施 ⑦H26年度に計画作成 ⑧H26年度に計画作成



## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑪		●	●	

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する
ねらい	だれにでもわかりやすい案内サインを整備する
内容、方法	
○ だれにでもわかるように、庁舎等の施設について、ユニバーサルデザインに配慮した案内板を設置する	
<H25年度改修例：足立区役所南館1階>	
所管	資産管理部、子ども家庭部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別 取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の新築や改修に合わせて実施</li> <li>●新築園舎に設置 ・北鹿浜第2アパート 仮設保育園（予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の新築や改修に合わせて実施</li> <li>●新築園舎に設置 ・興本保育園（予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の新築や改修に合わせて実施</li> <li>●新築園舎に設置 ・沼田保育園（予定）</li> </ul>

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑫		●	●	

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する					
ねらい	だれにでもわかりやすい案内サインを整備する					
内容、方法						
<p>① 既に設置されている歩行者用観光案内標識10基を、ユニバーサルデザインに考慮し情報を更新していく</p> <p>② 「足立区歩行者系案内サインマニュアル」に基づき、主要駅から公共施設等までの歩行者系案内サインを整備する</p>						
  						
<p>＜観光案内標識＞      ＜歩行者系案内サインマニュアル＞      ＜広域案内サイン＞</p>						
所管	①産業経済部    ②都市建設部					

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<p>①2基更新</p> <p>②梅島駅周辺に再設置予定</p>	<p>①2基更新</p> <p>②五反野駅周辺に再設置予定</p>	<p>①2基更新</p> <p>②予定なし</p>



## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－⑬		●	●	

施 策	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する
ねらい	障がい者にもわかりやすい案内サインを整備する
内容、方法	
○ 大規模改修工事にあわせ、音声情報装置の設置や触知情報による案内を整備する	
設置済施設：区役所本庁舎、総合スポーツセンター、ギャラクシティ・西新井文化ホール、都市農業公園、学びピア21・中央図書館など	
 ＜足立区役所正面入口の設置状況＞	
 ＜音声誘導装置＞	
所管	資産管理部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●年1か所程度	●年1か所程度	●年1か所程度

## 柱ー1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1ー⑯		●		●

施 策	多言語による案内サインを充実させる
ねらい	外国出身の方にもわかりやすい案内サインを整備する
内容、方法	
<p>○ 「足立区配布物及び文書等多言語化要綱」に基づき、各種サインの翻訳（英語、中国語、韓国語）を行う</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者系案内サイン</li> <li>・施設案内サイン（本庁舎、ギャラクシティ、足立保健所、中央図書館、住区センター、地域学習センター、学校）</li> <li>・道路標識等サイン（道路標識、道路愛称名、街区表示板、観光案内標識）</li> <li>・看板等（駐輪場、区民農園、ごみ不法投棄禁止）</li> </ul>	
所管	地域のちから推進部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●継続	●継続	●継続



## 柱一1 だれもが活動しやすい 『くらしの場づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
1－⑯	●			●

施 策	バリアフリー基本構想を策定する
ねらい	面的・一体的なバリアフリー化を推進する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づきバリアフリー基本構想を策定する</li><li>○ 駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する</li><li>○ バリアフリー基本構想の策定については、鉄道高架化事業や駅前広場の整備等に併せて検討していくとともに、区内全域におけるバリアフリー整備のあり方についても検討する</li><li>○ バリアフリー基本構想の策定・実施に当たっては、様々な段階で住民参加を促し、継続的・段階的な改善に取り組むとともに、心のバリアフリーを目的とした普及啓発事業なども併せて検討する</li></ul>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●バリアフリー基本構想作成について検討	●バリアフリー基本構想作成予定	●重点整備地区の検討

## 柱ー2 だれもが使いやすい『ものづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
2-①	●			●

施 策	区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する
ねらい	事業者にユニバーサルデザインの理念や製品について知ってもらい、製品開発のきっかけづくりを図る
内容、方法	
○	ユニバーサルデザインの理念を事業者に理解してもらうためのパンフレットや動画等の啓発媒体を作成する
○	事業者等に対して、専門の講師によるユニバーサルデザインに配慮した製品づくりのアドバイスを行う
所管	産業経済部、都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普及啓発媒体の検討</li> <li>●支援活動方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普及啓発媒体の作成</li> <li>●支援活動方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普及啓発の実施</li> <li>●支援活動の実施</li> </ul>



## 柱ー2 だれもが使いやすい『ものづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
2-②	●			●

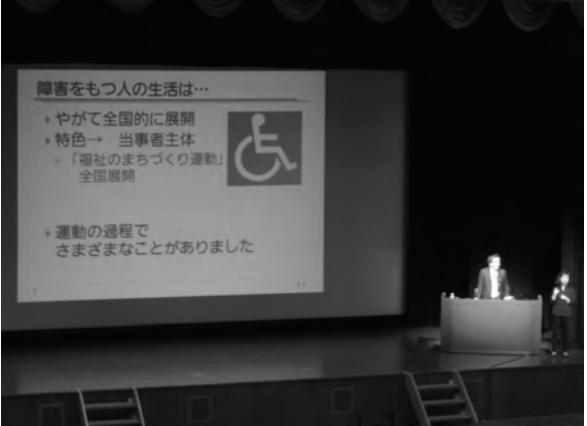
施 策	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する
ねらい	多くの方にユニバーサルデザイン製品を見てもらう場を提供し、製品の普及促進支援を図る
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ ユニバーサルデザインに配慮した製品紹介を支援する</li><li>○ 足立ブランド・ものづくり展や、あだち異業種フォーラム、足立区ホームページなど様々な機会を通して製品を普及支援する</li><li>○ 足立区ユニバーサルデザイン製品の認定制度について検討する</li></ul>	
所管	産業経済部、都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●普及支援策の検討	●普及支援策の検討	●普及啓発の実施

### 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-①		●		●

施 策	ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する
ねらい	様々なひとにユニバーサルデザインの理念を広める
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例の施行（平成24年12月）に伴い、区民、事業者の皆様のユニバーサルデザインへの理解を深めるため、区職員の講演会と合同で行う。ユニバーサルデザインに造詣の深い有識者を講師に迎え毎年一回程度講演会を実施する。</li> </ul>	
ユニバーサルデザイン講演会（講師と手話通訳）	 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【平成25年度】</b></p> <p>日時 5月2日(木)</p> <p>場所 足立区役所 庁舎ホール</p> <p>講師 東京電機大学 准教授 山田あすか氏</p> <p>演題 ユニバーサルデ ザインの理念に基 づいたまちづくり</p> <p>受講者数 294名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>【平成26年度】</b></p> <p>日時 7月3日(木)</p> <p>場所 足立区役所 庁舎ホール</p> <p>講師 日本大学 教授 八藤後猛氏</p> <p>演題 まちづくりの福祉 じゃなくて福祉は まちづくりなんだ</p> <p>受講者数 303名</p> </div> </div>
所管	総務部

#### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施時期 7月3日</li> <li>●受講者 303名</li> <li>●講演テーマ まちづくりの福祉じゃなくて 福祉はまちづくりなんだ</li> <li>●講師 日本大学八藤後教授</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施予定時期 5月～8月</li> <li>●受講予定者数 400名</li> <li>●講演テーマ 未定</li> <li>●講師 大学教授等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施予定時期 5月～8月</li> <li>●受講予定者数 400名</li> <li>●講演テーマ 未定</li> <li>●講師 大学教授等</li> </ul>



## 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-②	●			●

施 策	ユニバーサルデザイン出張講座を実施する
ねらい	様々なひとにユニバーサルデザインの理念を広める
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ あだち学び応援隊の講座にユニバーサルデザイン講座を新設する 当初の講師はユニバーサルデザイン担当課が担当し、区民や企業等の外部講師を募る</li><li>○ 学校や自治会などに対して、ユニバーサルデザインに関する講座の情報提供を行い、求めに応じた講座を実施する</li></ul>	
派遣対象：区内在住・在勤者による5名以上の自主的な学習会 区内の幼稚園、保育園、小・中学校、高校の授業	
 <p>&lt;学び応援隊ジャンル一覧冊子&gt;</p>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●講座の追加	●実施	●実施

### 柱ー3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3ー③		●		●

施 策	ユニバーサルデザインに関する記述のある教科書による学習を行う
ねらい	幼いころからユニバーサルデザインの理念を広める
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校や中学校の授業に、ユニバーサルデザインについての学習を取り入れることにより、ユニバーサルデザインを身近に感じられる環境を整える</li> <li>○ 現在、小学6年生で使用する社会科の教科書と、中学校の社会科の教科書にはユニバーサルデザインについての記載がある</li> </ul>	
所管	学校教育部

#### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●学習の継続	●学習の継続	●学習の継続



## 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-④	●	●		●

施 策	職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る
ねらい	職員がユニバーサルデザインの理念を正しく理解し、気配りのできる職員を育成する
内容、方法	
<p>○ 職員がユニバーサルデザインについて理解し職務に生かし、区民に対して思いやりやこころづかいができるよう接客力向上を図る</p> <p>① ユニバーサルデザイン府内推進委員会を設置し、各部室から推薦を受けた職員で構成されたメンバーにより、ユニバーサルデザインについてのガイダンスや、障がい者団体等との意見交換会、ユニバーサルデザインに配慮された現場の視察などを通じて、職員へ意識付けを行い育成と啓発を図る</p> <p>委員会活動の内容を啓発パンフレットや報告書を通して、府内掲示板等を活用し府内に周知させることによって、職員全体の意識の底上げを図る</p> <p>② 各所管で作成する広報物等の相談・アドバイスを通じて、わかりやすさや伝わりやすさなど、区職員一人ひとりがユニバーサルデザインに対する理解を深める</p>	
 <平成25年度府内推進委員会>  <府内職員向けパンフレット>	
所管	①都市建設部、総務部、福祉部 ②政策経営部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<p>①年4回程度委員会開催</p> <p>②250件程度の相談・アドバイス</p>	<p>①年4回程度委員会開催</p> <p>②250件程度の相談・アドバイス</p>	<p>①年4回程度委員会開催</p> <p>②250件程度の相談・アドバイス</p>

### 柱ー3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3ー⑤		●		●

施 策	在住の外国出身の方の日本語学習を支援する
ねらい	外国出身の方の日本語習得を支援するボランティアを育成する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国出身の区民が地域で円滑に暮らしていくために、日本語の習得を支援し、学習を通じて日本の生活や習慣を理解してもらう「日本語ボランティア」を養成する</li> <li>○ 初級講座 区内で日本語学習教室を運営する日本語ボランティアを育成するため、支援（養成）講座を実施する</li> <li>○ 中級講座 日本語ボランティアの指導能力向上のため、スキルアップ講座を実施する</li> </ul>	
所管	地域のちから推進部

#### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●初級 年1回予定 (講座は全8回)  ●中級 年1回予定 (講座は全4回)	●初級 年1回予定 (講座は全8回)  ●中級 年1回予定 (講座は全4回)	●初級 年1回予定 (講座は全8回)  ●中級 年1回予定 (講座は全4回)



## 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-⑥		●		●

施 策	児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する
ねらい	多様性や違いを理解し、受容するこころをつくる
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外国の習慣・伝統・歴史などの学びを通じて、多様性や違いを理解し受容することを目的として、外国出身の区民ボランティアを区立小中学校へ派遣し、ゲストティーチャーとして授業や外国料理作りを行う</li><li>○ 日本が海外で行っている国際貢献活動を理解し、世界の実情を知ることを目的として青年海外協力隊経験者を派遣し、ゲストティーチャーとして授業を行う</li></ul>	
	
所管	地域のちから推進部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●継続	●継続	●継続

### 柱ー3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-⑦		●		●

施 策	交流イベント「あだち国際まつり」を開催する
ねらい	国籍を超えて、多様な文化や生活習慣を互いに理解し、友好を深める
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本人区民と外国出身の区民が多様な文化や生活習慣を互いに理解し、友好を深めるイベントとして、毎年11月3日に「あだち国際まつり」を実施している</li> <li>○ 各国のステージパフォーマンスや屋台料理、雑貨販売に加え、外国出身の方のための防災体験なども実施している</li> </ul>	
	
<2013年の国際まつりポスター>	<ステージパフォーマンス>
所管	地域のちから推進部

#### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●年1回実施予定	●年1回実施予定	●年1回実施予定



## 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-⑧	●			●

施 策	区民向けのユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する
ねらい	ユニバーサルデザインについて区民の理解を深める
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ ユニバーサルデザイン推進計画の策定と共に、その推進に係る区民向けにパンフレットを作成し配布する</li><li>○ 子供向けや事業者向けなど対象者を絞って啓発資料を作成し、ユニバーサルデザインの理解を深める</li></ul>	
所管	都市建設部、総務部、福祉部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>●イベントや講演会時等を活用したパンフレットの配布</li><li>●子ども向けパンフレットの作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●イベントや講演会時等を活用したパンフレットの配布</li><li>●子ども向けパンフレットの活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●イベントや講演会時等を活用したパンフレットの配布</li><li>●子ども向けパンフレットの活用継続</li></ul>

## 柱一3 思いやりある『ひとつづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
3-⑨		●		●

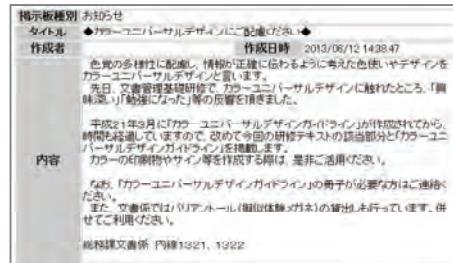
施 策	「カラーユニバーサルデザインガイドライン」「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」を職員に周知する
ねらい	多様な機会で普及・啓発活動を推進する

### 内容、方法

- 例年実施している文書管理基礎研修にカラーユニバーサルデザインの内容を取り込み、周知を図る

実施時期	6月
回 数	2回
受講者数	各回30名程度

- 庁内掲示板にて職員に周知する。



所管	総務部
年次別取組み	

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文書管理基礎研修 年2回</li> <li>●庁内掲示板による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文書管理基礎研修 年2回</li> <li>●庁内掲示板による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文書管理基礎研修 年2回</li> <li>●庁内掲示板による周知</li> </ul>



## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4－①		●		●

施 策	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する
ねらい	だれでも見やすい区政情報を発信する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発パンフレット、案内文、ポスター、チラシ等について、「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」に基づいて作成する</li> </ul> <p>配慮事項：文字（大きさ・字体・間隔・強調）            表記方法（常用漢字表・現代仮名遣い、送り仮名の付け方）            表現（振り仮名・外来語・文章表現・構成）            様式            配色（カラーユニバーサルデザインガイドライン）            目の不自由な方や外国の方への情報提供（SPコードの導入）            絵・写真・イラストの挿入</p>	
○ 配色は、バリアントールなどの色弱模擬フィルターや、「Eye Labo」を活用し、実際にどのように見えるか確認しながら作成する（総務課文書係にて貸出）	 <バリアントール>
○ 視覚障がい者に積極的な情報提供を行うため、活字文書読み上げ装置に対応した、二次元コード（SPコード）を印刷物に導入する 導入例：「障がい者のしおり2013（福祉部H24年度発行）」	 <SPコード>
所管	各部・室・局

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●各印刷物とも作成の都度配慮	●各印刷物とも作成の都度配慮	●各印刷物とも作成の都度配慮

## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4-②		●		●

施 策	聴覚障がい者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する
ねらい	聴覚障がい者が安心して情報交換できるための支援を行う
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴覚障がい者が手話通訳や要約筆記を必要とする場合、手話通訳者または要約筆記者を派遣する</li> <li>○ 派遣依頼先：足立区社会福祉協議会（総合ボランティアセンター）および東京手話通訳等派遣センター</li> <li>○ 区内公共施設での利用に限り、携帯型難聴用磁気ループの貸し出しを行う</li> </ul> <p>※ 磁気ループとは、騒音の多い屋外や人の集まる会議や講演会などの場で、難聴者の聞こえを支援する設備 ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場をつくり、専用の機器や補聴器等に直接音声を届けることができる</p>	
所管	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           床に設置されたアンテナの内側が補助範囲となる         </div>  <div style="margin-left: 10px;">           &lt;磁気ループを使った会場の様子&gt;         </div> </div>

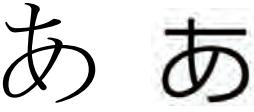
### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●通年実施	●通年実施	●通年実施



## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4－③		●		●

施 策	だれでも読みやすい「あだち広報」を作成する
ねらい	全ての人が容易に理解できる区政情報を発信する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ユニバーサルデザインフォントを採用する</li> <li>○ 最低文字級数を13級としつつも、高齢者向けの記事等には15級を採用する</li> <li>○ カラーユニバーサルデザインのチェックを実施する</li> <li>○ あだち広報の音声版「声の広報」のテープ版・ディジタルCD版を発行する</li> <li>○ 音声読み上げソフトに対応した「あだち広報のテキスト版」をホームページに掲載する</li> </ul>	
<p style="text-align: center;">&lt;13級例&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">         信じて挑戦し続けること          になる」という強い信念が       </div> <p style="text-align: center;">&lt;15級例&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">         1人より10分でも多          練習をしたり、何倍       </div> <p style="text-align: center;">※拡大表示しているので、 実際の文字の大きさとは異なる</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">           MS明朝   </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">&lt;ユニバーサルフォント比較&gt; &lt;13級と15級の比較&gt; &lt;2014年1月あだち広報&gt;</p>	
所管	政策経営部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●毎月2号ずつ 年間で24回発行	●毎月2号ずつ 年間で24回発行	●毎月2号ずつ 年間で24回発行

## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4ー④		●		●

施 策	アクセシビリティに配慮したホームページを作成する
ねらい	全ての方が利用できるホームページを作成する
内容、方法	
○	アクセシビリティルールの推進と徹底を図る
○	アクセシビリティルールに基づいたページの作成とチェックを行う
○	区議会ホームページではテキスト形式での情報掲載や適切なリンク設定に配慮し、表記にあたっては本文中のスペースを省くなど、音声読み上げソフトに対応した情報提供を行う
※	アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう
所管	政策経営部、区議会事務局

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●隨時	●隨時	●隨時



## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4－⑤		●		●

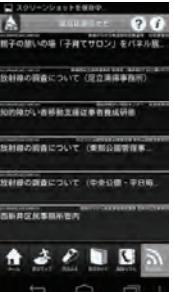
施 策	多言語に対応したホームページや通知等を作成する
ねらい	外国人に伝わる区政情報を発信する
内容、方法	
<p>① 足立区ホームページに英語・中国語・韓国語の自動翻訳システムを導入しているが、自動翻訳のままで記事の7割以下しか意味が通じないため、各言語の相談員が記事の誤訳をチェック・修正し、翻訳精度を向上させる</p> <p>② 「足立区配布物及び文書等多言語化要綱」に基づき、文書通知類の翻訳（英語、中国語、韓国語）を行う</p> <p>③ 足立区における各種手続きの概要が、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語で記載された「わたしの便利帳（リブイン）外国語版」を、足立区に転入する外国人に、区民事務所窓口で配布する</p> <p>④ 区民向けの通知等について、必要があれば外国人区民に情報が伝わるように多言語版を作成する</p>	
<p>[事例]</p> <p>資源とごみの分け方・出し方、 防災マップ、保育園入園申込案内、 保育園通園のしおり、就学案内通知、 学童保育、児童手当・児童扶養手当案内、 国保加入案内通知、各種検診など</p>	
 <p>&lt;わたしの便利帳 多言語版&gt; &lt;防災マップ&gt;</p>	
所管	①②③地域のちから推進部、④各部・室・局

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	①重要度が高い順に 隨時実施	①重要度が高い順に 隨時実施	①重要度が高い順に 隨時実施
	②継続	②継続	②継続
	③配布	③作成予定・配布	③配布
	④作成の都度配慮	④作成の都度配慮	④作成の都度配慮

## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4－⑥	●			●

施 策	防災ナビを利用し災害時における情報を発信する							
ねらい	災害時にだれにでも情報が届くようにする							
内容、方法								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者等の避難所となる第二次避難所（福祉避難所）の所在地を防災ナビで表示し、安全な避難誘導を行う</li> <li>○ 公衆トイレのうち、高齢者、身体障がい者、子連れの人など、できる限り多くの方が利用できるように設計されたトイレ（誰でもトイレ）について、オストメイト用設備も含め防災ナビで表示する</li> <li>○ 英語・中国語・韓国語により、災害時に必要となる避難所等の情報について、外国人に提供し安全な避難誘導を行う</li> <li>○ 足立区公式ツイッターや防災ツイッター多言語版と連携し、聴覚障がい者や外国人等へ災害情報を提供する</li> </ul>								
<避難所等の案内画面> <公衆トイレの案内画面>		<ツイッターの表示画面>						
 <日本語版>		 <英語版>						
 <中国語による施設一覧>		 <日本語版>						
 <韓国語版>								
所管	総務部、地域のちから推進部							

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次避難所等の追加・修正</li> <li>●誰でもトイレの追記</li> <li>●ツイッター等による情報提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次避難所等の追加・修正</li> <li>●誰でもトイレの追加・修正</li> <li>●ツイッター等による情報提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次避難所等の追加・修正</li> <li>●誰でもトイレの追加・修正</li> <li>●ツイッター等による情報提供の継続</li> </ul>



## 柱ー4 わかりやすく適切な『サービスや情報づくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4-⑦		●		●

施 策	外国語での窓口相談・電話相談を実施する
ねらい	外国人が安心して相談できる行政サービスを提供する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域調整課多文化共生担当係において、英語・中国語・韓国語の窓口・電話相談を行う</li><li>○ 庁内各課・出先機関・小中学校・保育園などが外国語支援を必要とする場合、通訳を派遣する</li><li>○ 窓口に情報スタンドを設置し、外国人向けの各種案内パンフレットを提供する</li></ul>	
所管	地域のちから推進部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●継続	●継続	●継続

## 柱ー4 わかりやすく適切な『情報・サービスの提供』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
4-⑧	●			●

施 策	足立区ホームページにユニバーサルデザインコーナーを作成する
ねらい	足立区のユニバーサルデザインに関連する取組みを広く周知する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 足立区のユニバーサルデザインに関連する取組みについて、だれもがわかりやすく知ることができるよう、ホームページを用いて一定のページに情報を集約し発信する</li> <li>○ ユニバーサルデザインに関するイベント情報などを掲載し、参加を促進する</li> <li>○ ツイッターなどを利用し、更新情報が多くの方に周知されるようにする</li> </ul>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別 取組み	●掲載方法・内容の検討	●掲載の実施	●掲載内容の更新



## 柱ー5 みんなが参加できる『しくみづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
5-①		●		●

施 策	審議会委員等の公募制を推進する
ねらい	区政に区民が参画できる制度を整備する
内容、方法	
<p>○ 「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」を平成16年7月に施行し、審議事項に照らして必要があると認められる場合には、委員の一部を区民から公募するとし、区民との協働を促進している</p> <p>※ 「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」一部抜粋 第6条 審議会等の設置目的又は所掌事務及び審議事項に照らして、その審議等に際して広く区民に対し意見・要望を求める必要があると認められる場合には、次のいずれかを行うものとする。</p> <p>(1) 最終的な意思決定の前に区民に対し案を公表しそれに対する意見・要望を考慮して審議等を行うなど区民の意見・要望を審議等の過程に反映する手法を導入する。</p> <p>(2) 委員の一部を区民から公募する。</p>	
所管	各部・室・局

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●継続	●継続	●継続

## 柱ー5 みんなが参加できる『しくみづくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
5ー②		●		●

施 策	パブリックコメントを実施する
ねらい	区政に区民が参画できる制度を整備する
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント手続に関する要綱を定め、活用マニュアルを整備している</li> <li>○ 庁内の該当案件をまとめ、広報等で区民に周知し、意見等を述べることができる機会を設けている</li> </ul>	
所管	各部・室・局

**パブリックコメントの流れ**

```

graph LR
    A[施策等の案を作成] --> B[パブリックコメントの実施予告]
    B --> C[施策案の公表]
    C --> D[意見募集]
    D --> E[提出意見等の考慮]
    E --> F[意見等に対する区の考え方を公表]
    F --> G[施策の策定・公表]
  
```

The flowchart illustrates the process of public comment. It starts with '策等の案を作成' (Create plan), followed by 'パブリックコメントの実施予告' (Announce implementation), then '施策案の公表' (Publish plan), '意見募集' (Collection of opinions), '提出意見等の考慮' (Consideration of submitted opinions), '意見等に対する区の考え方を公表' (Publish the district's thoughts on the opinions), and finally '施策の策定・公表' (Plan formulation and publication).

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●継続	●継続	●継続



## 柱ー5 みんなが参加できる『しくみづくり』

柱番号－施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
5-③		●		●

施 策	ユニバーサルデザイン推進会議を設置する
ねらい	ユニバーサルデザインを推進する体制を整える
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施策の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携など、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、平成25年5月にユニバーサルデザイン推進会議を設置した</li><li>○ ユニバーサルデザイン推進会議は、ユニバーサルデザイン推進計画に位置づけられた事業の進行管理や評価など、推進に関わる重要な役割を担う</li><li>○ 学識経験者2人以内、区内関係団体の代表者4人以内、事業者代表4人以内、公募による区民2人以内、区職員3人以内を任期2年とし任命する</li></ul>	
所管	都市建設部

### ● 年次計画

実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●年2回開催予定 ●事業の進行管理や評価	●年2回開催予定 ●事業の進行管理や評価	●年4回開催予定 ●事業の進行管理や評価

## 柱ー5 みんなが参加できる『しくみづくり』

柱番号ー施策番号	新規施策	継続施策	ハード施策	ソフト施策
5ー④		●		●

施 策	「やさしいまちづくり調査隊」による公共施設等の検証のためまちあるきを実施する
ねらい	検証から様々な人の意見をもとに、だれもが利用しやすいまちをつくる
内容、方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある方や乳幼児子育て中の方々とともに、実際にまちをあるき、道路や公園、施設等のバリアフリー化について検証する</li> <li>○ 検証結果を公共施設の整備事業に反映させる</li> </ul>	
所管	福祉部、都市建設部



&lt;まちあるき開始前の説明&gt;



&lt;車椅子による段差検証&gt;

● 年次計画			
実施期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年次別取組み	●年1回程度	●年1回程度	●年1回程度



## 資料編

---



## 1 様々な立場のひとに関するマーク

まちの中には、必要な情報を分かりやすく伝えるために、様々なマークや表示が存在します。その中には、障がいのあるひとや配慮が必要なひとに関するマークもあります。

次のページより紹介するマークは、その一部です。これらのマークを表示することで、障がいに配慮した施設であることや、どのような立場のひとか分かりやすく伝えられるようにしています。

これらのマークは、国際的に定められたものや、障がい者団体等が独自に提唱しているものがあります。

マーク・概要など	連絡先
<p><b>【障害者のための国際シンボルマーク】</b></p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、車いす利用者に限定するものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 ファックス 03-5273-1523</p>
<p><b>【身体障害者標識】</b></p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁 電話 03-3581-0141(代)</p>
<p><b>【聴覚障害者標識】</b></p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁 電話 03-3581-0141(代)</p>
<p><b>【盲人のための国際シンボルマーク】</b></p>  <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられる世界共通のマークです。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885</p>

マーク・概要など	連絡先
<p><b>【耳マーク】</b></p>  <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力を願いいたします。</p>	<p>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会</p> <p>電話 03-3225-5600 ファックス 03-3354-0046</p>
<p><b>【ほじょ犬マーク】</b></p>  <p>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のために作られたマークです。</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパート、ホテル、レストランなどにも補助犬が同伴できるようになりました。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室</p> <p>電話 03-5253-1111(代) ファックス 03-3503-1237</p>
<p><b>【オストメイトマーク】</b></p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会</p> <p>電話 03-5670-7681(代) ファックス 03-5670-7682</p>
<p><b>【ハートプラスマーク】（ハート・プラスの会作成）</b></p>  <p>「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。</p> <p>心臓や呼吸器などの内部障がいは、外見から分かりにくく、様々な誤解を受けることがあるため、視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られました。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p><a href="http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">http://www.normanet. ne.jp/~h-plus/</a></p>

マーク・概要など	連絡先
<p><b>【介護マーク】</b></p>  <p>介護者が介護中であることを周囲に理解できるように作られたマークです。足立区でも、高齢サービス課（区役所中央館3階）や地域包括支援センター（区内25カ所）で、「介護マーク」を配布しています。</p>	<p>高齢サービス課 介護予防係 電話 03-3880-5885</p>
<p><b>【ハートプラスマーク】（東京都作成）</b></p>  <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮が必要なことが外見から分かりづらく、様々な誤解を受けることがあるため、視覚的に示し、理解と協力を広げるために、東京都が作成しました。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4100</p>
<p><b>【ベビーカーマーク】</b></p>   <p>公共交通機関などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備、または使用を禁止する場所や設備を明示したマークです。</p> <p>公共交通機関などは、様々な利用者がいることを踏まえ、ベビーカー使用者及び周囲の方の双方で配慮することが必要です。</p>	<p>国土交通省総合政策局 安心生活政策課 電話 03-5253-8111(代) ファックス 03-5253-1552</p>
<p><b>【マタニティマーク】</b></p>  <p>妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマークです。</p> <p>さらに、交通機関、職場、飲食店、その他 の公共機関等が、その取組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課 電話 03-5253-1111(代) ファックス 03-3595-2680</p>

## 2 | ユニバーサルデザインとは

### 1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱された理念です。

ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれます。

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方であり、製品や建築デザインといったハードの整備にとどまらず、交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ハード・ソフト両面の幅広い分野を対象にしています。

## ●身近なくらしの場でのユニバーサルデザイン 事例

### ■区役所の総合案内



- ①：係員によるわかりやすい対応
- ②：筆談ボードを常備
- ③：高さの低いカウンターの設置
- ④：車いすやベビーカーの常備

### ■駅の改札口周辺



- ①：改札口に誘導する点字ブロック
- ②：車いす利用者などが通りやすい幅の広い改札口
- ③：矢印による進入の可否の電光表示
- ④：IC カードに対応した改札機
- ⑤：改札機付近の床面の色を変え、改札口の場所を明確化

## 2) ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの7原則とは、ユニバーサルデザインの理念をより分かりやすくするため、ロナルド・メイス氏を中心とするグループによって提唱されました。

ユニバーサルデザインの理念である「できるだけ多くの人が利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること」を実践していくためのチェックポイントであり、デザインの源であるといえます。

この7原則は、われわれの生活環境の中で、それぞれが単独に存在するわけではなく、相互に関連し、共存したデザインで実現されています。

### ■原則1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）

- 使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用することができる

### ■原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）

- 使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること

### ■原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）

- 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすくつくられていること

### ■原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと（安全性の原則）

- うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること

### ■原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）

- 使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること

### ■原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）

- 効率よく、疲れないで使えるようにすること

### ■原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

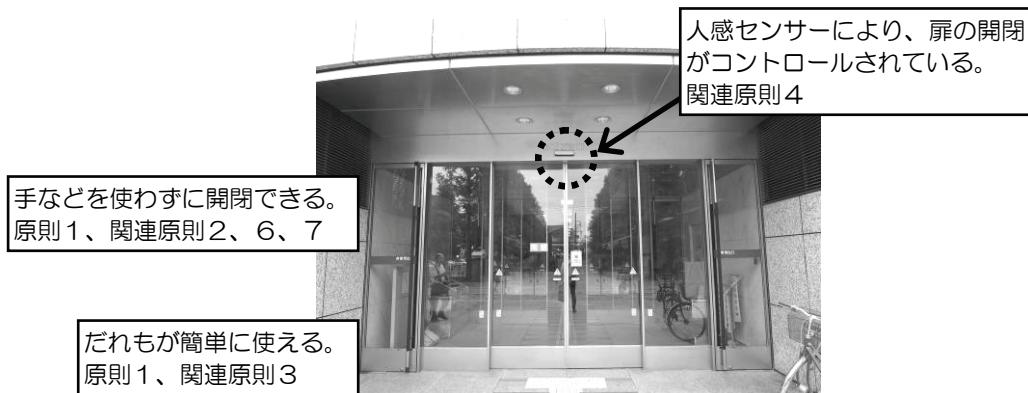
- どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

出典：「東京都 福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」より、一部説明加筆。

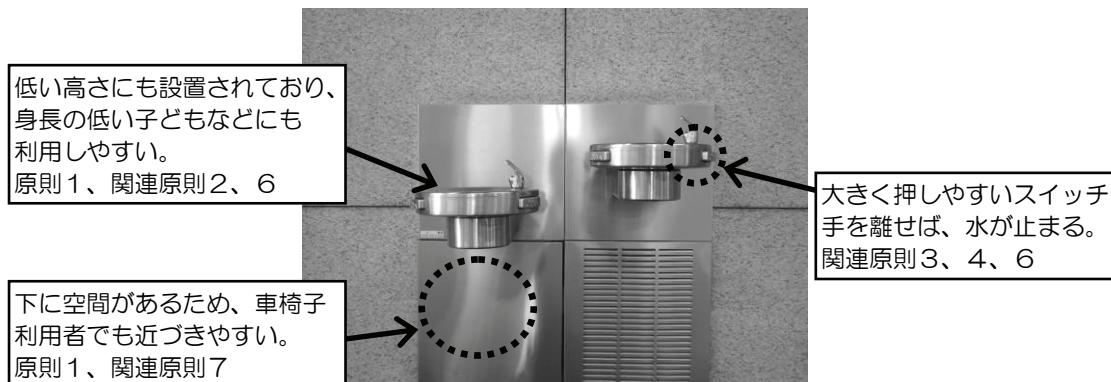
## 原則1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）

⇒使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用できること

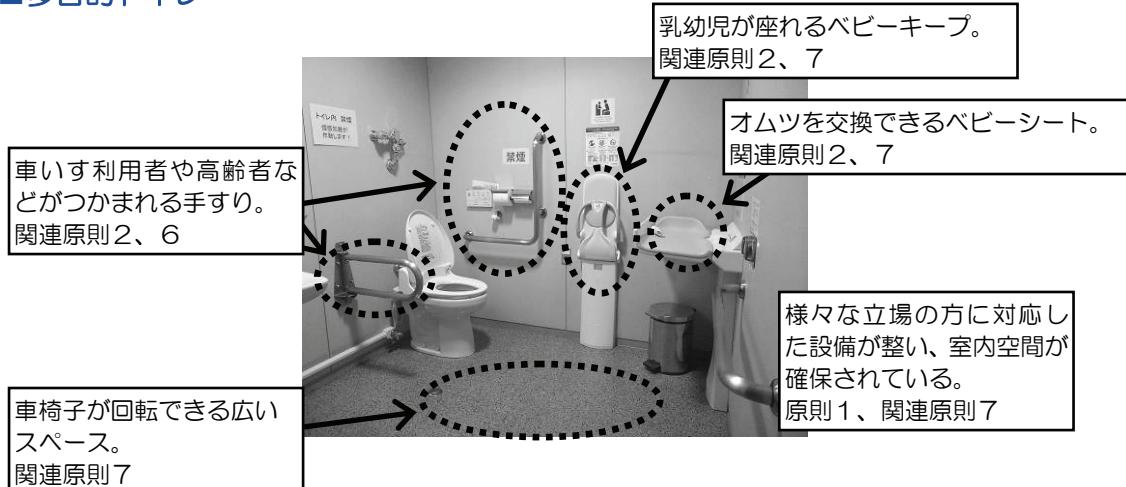
### ■自動ドア



### ■異なる高さが設置してある水飲み場



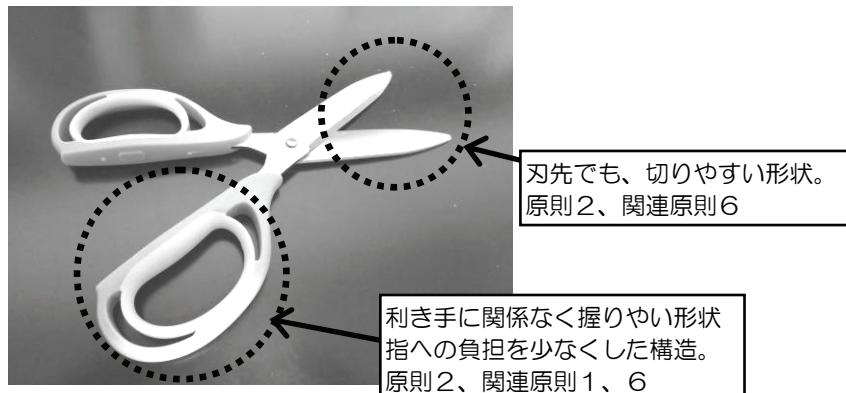
### ■多目的トイレ



## 原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）

⇒使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること

### ■利き手に関係なく使えるはさみ



### ■エレベーター、エスカレーター、階段の併設

エレベーター、エスカレーター、階段を併設することで、利用者の目的や状況に合わせて、移動手段を選択できる。  
原則2、関連原則1、3、6、7



### ■音声触知案内板



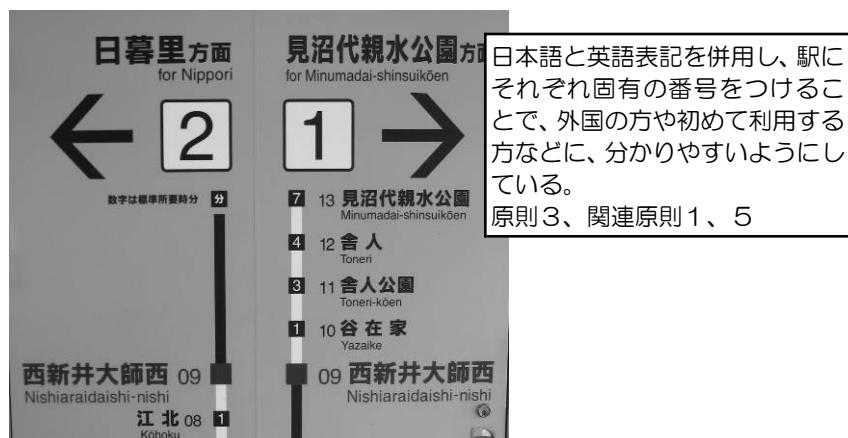
### 原則3 使い方が簡単ですぐわかるここと（単純性と直感性の原則）

⇒使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく、つくられていること

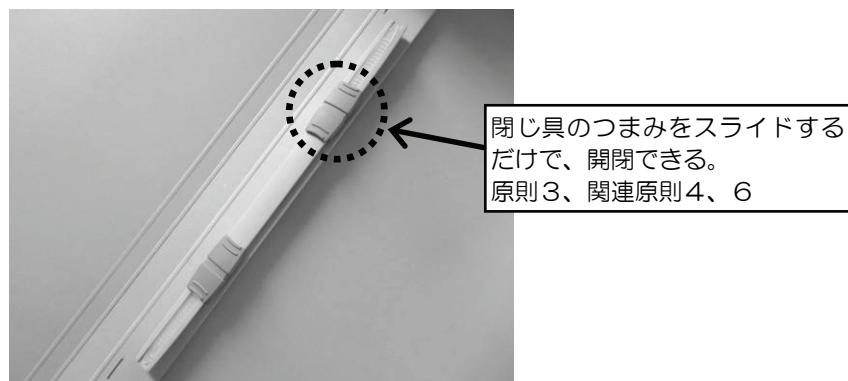
#### ■エレベーターの操作ボタン



#### ■路線記号、駅番号



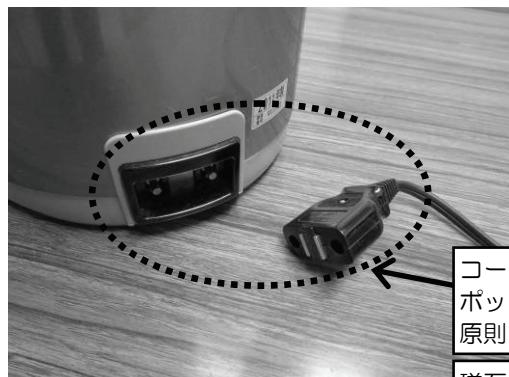
#### ■ファイルのとじ具



## 原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと (安全性の原則)

⇒うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること

### ■電気ポットのマグネットプラグ



コードに力がかかると簡単にはずれ、  
ポットの転倒事故を防ぐ。  
原則4

磁石により簡単に取り外しができる。  
関連原則3、6

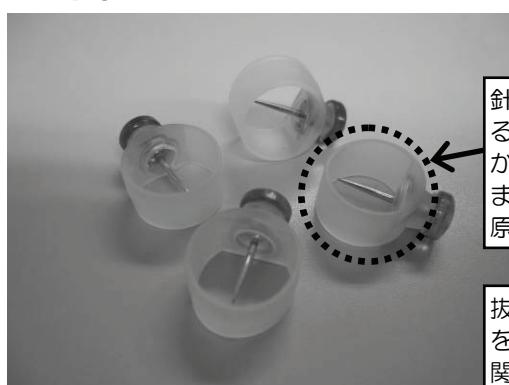
### ■駅のホームドア



目の不自由な方や転倒などによる  
ホームからの転落事故を防ぐ。  
原則4

電車のドアと連動して、自動で開  
閉する。  
関連原則1、3、7

### ■カバーの付いた画びょう



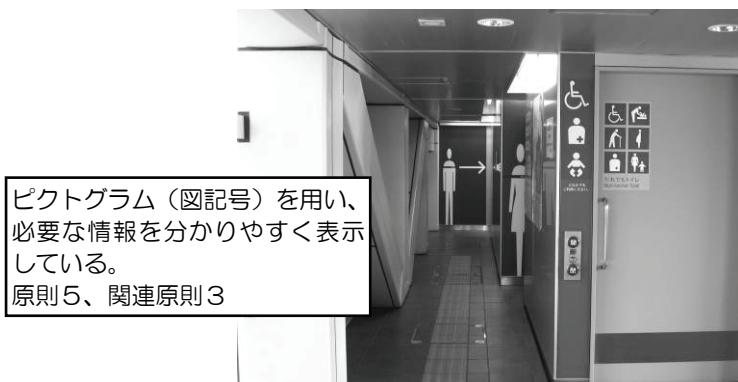
針のまわりにカバーが付いているため、落としても、針が上を向かない。  
また、指に針先が触れにくい。  
原則4

抜くときにつかみやすく、抜く力を  
軽減するカバー。  
関連原則6

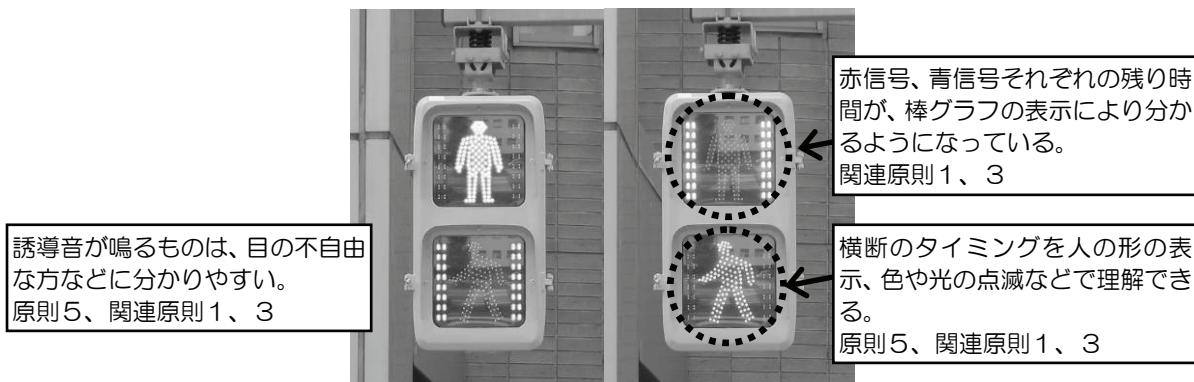
## 原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）

⇒使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること

### ■公共的施設のサインシステム



### ■歩行者用信号



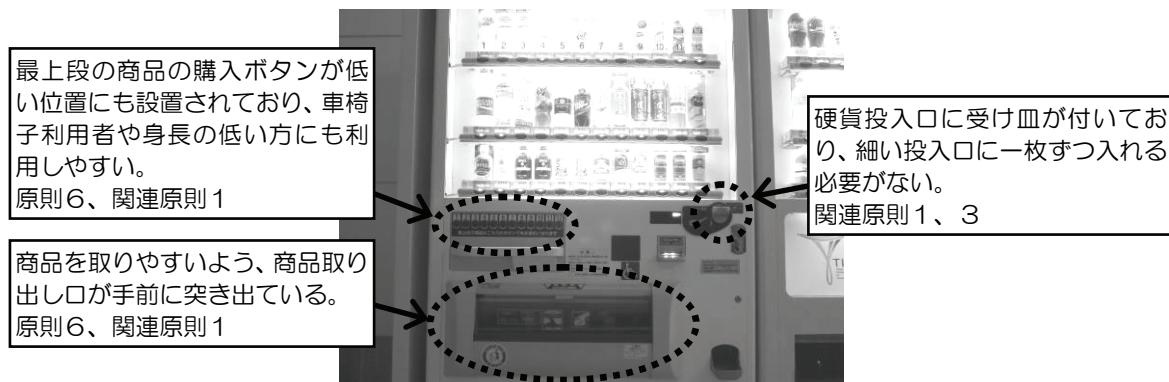
### ■ゴミ箱の分別方法



## 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること (効率性の原則)

⇒効率よく、疲れないで使えるようにすること

### ■自動販売機



### ■レバー式の水栓ハンドル



### ■高さの異なる手すり



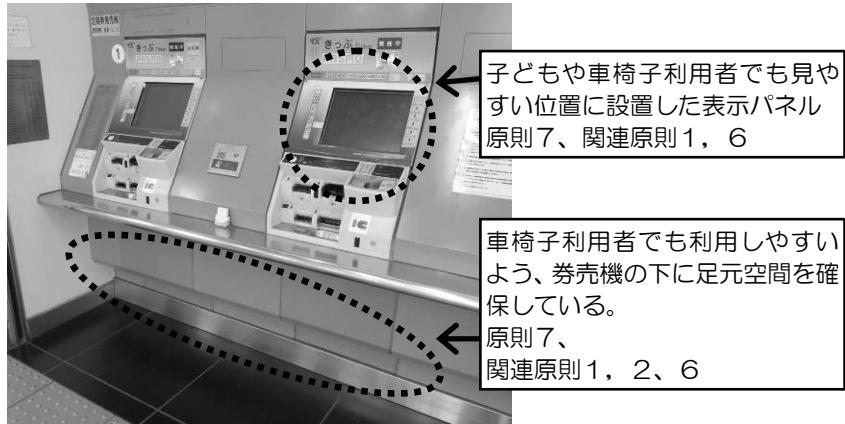
## 原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

⇒どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

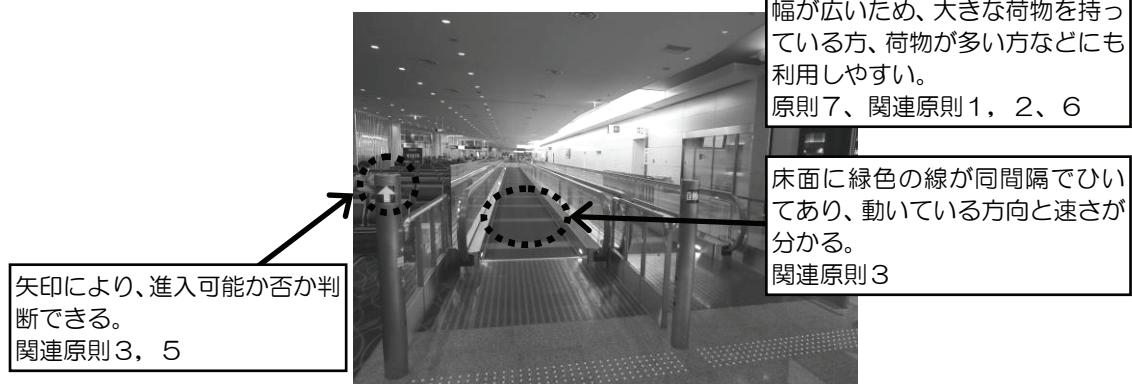
### ■幅の広い改札口



### ■駅の券売機まわり



### ■動く歩道



**3****足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例**

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

第1節 基本的な施策の推進（第8条—第13条）

第2節 全ての人が暮らしやすい生活環境等の整備（第14条—第16条）

第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等（第17条—第20条）

第2節 協働によるまちづくり（第21条—第28条）

第4章 都市計画の手続

第1節 都市計画案の作成（第29条—第32条）

第2節 都市計画審議会（第33条—第42条）

第5章 雜則（第43条）

付則

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、全ての人がいきいきと安心して暮らせるまちを実現することは、私たち区民の願いです。

これまで足立区は、安全、安心で快適に暮らしていくためのまちを目指してきましたが、今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助共助公助による心豊かな社会づくりを進めいく必要があります。

そのため、区民、事業者及び足立区は、協働してユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、その成果を未来につなげ、足立区のさらなる発展をはかるため、本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念及び基本的事項を定めるとともに、区民、事業者及び足立区（以下「区」という。）

のそれぞれの責務を明らかにすることにより、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、安心して、健やかに暮らすことができるまちづくりを計画的、総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が利用できるような生活環境その他の環境をつくりあげることをいう。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり 全ての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくりをいう。
- (3) 区民 区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の者をいう。
- (5) 都市計画マスターplan 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定める区のまちづくりに関する基本的な方針をいう。
- (6) 開発等事業 法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築行為又はこれらに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。
- (7) 施設等道路、公園、建築物、工作物、公共交通に関する設備等をいう。
- (8) 公共施設等施設等のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項若しくは法第11条第1項第1号に規定する道路及びこれらに準ずるもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園及びこれに準ずるも

の、河川法（昭和39年法律第167号）

第3条 第1項若しくは第100条第1項に規定する河川又は建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 区のユニバーサルデザインのまちづくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現を目指すこと。
- (2) 安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現を目指すこと。
- (3) 自然環境と調和した、環境にやさしいまちの実現を目指すこと。
- (4) 全ての人が互いを思いやり、人と人との絆を大切にする社会の実現を目指すこと。
- (5) 区民、事業者及び区が協働して推進すること。

（区民の責務）

第4条 区民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

2 区民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安全、安心で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。

3 区民は、事業者及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境の確保

に努めるものとする。

3 事業者は、区民及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者（以下「まちづくり事業者」という。）は、自らが行う事業活動において、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。

5 まちづくり事業者は、第19条第1項に規定する地区環境整備計画及び第21条第1項に規定する地区まちづくり計画並びに第20条第1項に規定する基準を尊重し、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、区民の理解を得るように努めるものとする。

（区の責務）

第6条 区は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を策定し、実施するものとする。

2 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、区民及び事業者との協働により推進するものとする。

3 区は、施策の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（三者による協働）

第7条 区民、事業者及び区は、この条例の目的を達成するため、それぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、対等の立場で協働するものとする。

## 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### 第1節 基本的な施策の推進

（施策の推進）

第8条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、体系的かつ総合的に推進するものとする。

2 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、推進計画及びユニバーサルデザイン指針を定めるものとする。

3 区長は、社会情勢の変化を踏まえ、推進計画等の見直しに努めなければならない。

(人材の育成、教育の充実等)

第9条 区は、協働によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

2 区は、基本理念に基づき、区民の人権を尊重する意識を育成し、障がい者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

2 区は、国及び東京都と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むものとする。

(ユニバーサルデザイン推進会議)

第11条 区長は、前3条に規定する、施策の推進、人材の育成、教育の充実等及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、区長の附属機関として、ユニバーサルデザイン推進会議を置く。

2 ユニバーサルデザイン推進会議は、前項に規定するユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が期間を定めて委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、ユニバーサルデザイン推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(広報及び情報提供)

第12条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、区民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。

(意見の聴取、情報の収集)

第13条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりの実施に当たっては、区民から必要な意見の聴取、情報の収集等をするものとする。

第2節 全ての人が暮らしやすい生活環境等の整備  
(公共施設等の整備)

第14条 区及びまちづくり事業者は、その設置又は管理する公共施設等の新設等（新設、新築、増設、増築、改修及び用途の変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、基本理念に基づき整備するものとする。

(公共交通事業者等の努力)

第15条 公共交通事業者等（一般的の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等を所有し、又は管理する者をいう。）は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

(施設の設置等をする者の努力)

第16条 前2条に規定する者以外の者が施設等の新設等をしようとするときは、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

2 商品の製造等（製造、加工及び設計をいう。以下この項において同じ。）をする者は、当該商品について、基本理念に基づく製造等に努めるものとする。

3 サービスを提供する者は、当該サービスについて、基本理念に基づく提供に努めるものとする。

### 第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等

(都市計画マスターplan)

第17条 区長は、基本理念に基づく都市の実現のために、都市計画マスターplanを策定しなければならない。

2 都市計画マスターplanは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本目標及びその実現の方針

(2) その他ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な事項

3 区長は、都市計画マスターplanの策定に当たっては、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聽かなければならない。

- 4 区長は、前項の意見を聴くに当たっては、区民及び事業者並びに第26条第1項に規定するまちづくり推進委員会の意見を聴取しなければならない。
- 5 区長は、都市計画マスタープランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項に定めるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関する手続については、規則で定める。
- 7 都市計画マスタープランの変更については、第3項から前項までの規定を準用する。

(分野別のまちづくり計画)

第18条 区長は、前条の規定により策定した都市計画マスタープランに基づき、分野別のまちづくり計画（防災、交通、住宅、緑及び景観等のそれぞれの分野における基本的な考え方方に沿ったまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(地区環境整備計画)

第19条 区長は、都市計画マスタープランに定めるまちづくりに関する基本方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏まえ、地区環境整備計画（地区（道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。以下同じ。）を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 2 区長は、地区環境整備計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、地区環境整備計画の策定に関する手続については、規則で定める。
- 4 区長は、次の各号に掲げる計画を地区住民等（地区的区域内の区民をいう。以下同じ。）との協働により策定したときは、必要に応じて、該当する地区的地区環境整備計画を改定するものとする。  
法第4条第1項に規定する都市計画の変更があったとき又は建築基準法第69条に規定する建築協定（以下「建築協定」という。）が締結されたときも、同様とする。
  - (1) 第21条に規定する地区まちづくり計画
  - (2) 法第12条の4第1項各号に掲げる計画

(以下「地区計画等」という。)

(基準)

第20条 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準を策定しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第1項に規定する基準を遵守するよう努めなければならない。

## 第2節 協働によるまちづくり

(協働による地区まちづくり計画等の策定)

第21条 区長は、地区のユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、地区住民等と協働し、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画（地区環境整備計画を基本とした、個性豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）の策定に努めなければならない。

- 2 地区住民等は、区長に対し、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定を要請することができる。
- 3 区長は、前項の規定による要請があったときは、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定に応じるように努めるものとする。
- 4 区長は、地区まちづくり計画を策定したときは、地区住民等に対し、速やかに、これを公表するものとする。

(地区まちづくり計画の実現)

第22条 区長及び地区住民等は、地区まちづくり計画の実現に当たっては、地区計画等及び建築協定の活用に努めるものとする。

- 2 区長は、地区まちづくり計画の実現のため、地区まちづくり計画に定める公共施設等その他これに類する施設の整備の促進に努めるものとする。  
(事前協議によるまちづくり事業者との協働)

第23条 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第20条第

- 1 項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議しなければならない。
- 2 区長は、前項の協議において、基本理念に基づき、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(勧告)

第24条 区長は、まちづくり事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該まちづくり事業者に対し、協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第25条 区長は、まちづくり事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(まちづくり推進委員会)

第26条 区長は、基本理念に基づき、協働によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、まちづくり推進委員（まちづくりに見識のある区民のうち、まちづくりに関する助言及び調整を行う者として区長が委嘱したものをいう。）及びまちづくりカウンセラー（都市計画及び建築等に関する知識並びに実務経験を有する者のうち、まちづくり推進委員を補助し、まちづくりに関する技術的な指導及び助言を行う者として区長が委嘱したもの）で構成するまちづくり推進委員会を設置する。

2 まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項については、区長が別に定める。

(まちづくり関係団体等との連携)

第27条 区民、事業者及び区は、協働によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、まちづくり関係団体（地区住民等が中心となって組織する連絡会及び協議会等の団体、社会貢献活動を行う団体その他非営利活動団体で、良好なまちづくりに寄与することを目的として活動するものをいう。）その他の公共的団体及び公共団体と

連携を図るように努めるものとする。

(公共施設等の管理運営)

第28条 不特定多数の者が利用する公共施設等を管理運営するものは、区民との協働による管理運営に努めなければならない。

2 区民は、積極的に公共施設等の管理運営に協力することに努めなければならない。

#### 第4章 都市計画の手続

##### 第1節 都市計画案の作成

(公聴会の開催等)

第29条 区長は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の案の作成手続)

第30条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

2 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を区長に提出するものとする。

(地区計画等の案等の申出)

第31条 法第16条第3項に規定する者は、規則で定める方法により、同項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下これらを「地区計画等の案等」という。）を区長に申し出ることができる。

- 2 地区計画等の案等を申し出ようとする者は、事前に区長に協議しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定による申出を受けた場合は、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、地区計画等の原案を作成しなければならない。
- 4 区長は、申出をしようとする者に、情報提供その他必要な支援を行うことができる。また、申出をしようとする者に、地区計画の決定又は変更に必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（都市計画の決定又は変更の提案手続）

- 第32条 法第21条の2から第21条の5までに規定する都市計画の提案制度に基づき、区が決定又は変更をする都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、提案者に対し、前項に掲げる書類以外の書類の提出その他必要な協力を求めることができる。
  - 3 提案者は、事前に区長に協議するものとする。
  - 4 区長は、第1項の規定により都市計画の決定又は変更の提案に係る書類が提出されたときは、法第21条の2に規定する事項及び都市計画マスタートップランに適合するかどうかを審査しなければならない。
  - 5 区長は、前項の規定による審査の結果、適合すると認めるときは、その旨を公告し、提案に係る都市計画の素案を公告日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
  - 6 区長は、前項の公告日の翌日から起算して2週間以内に、提案者の出席を求め、提案に係る都市計画の素案の内容についての意見交換会を開催するものとし、必要に応じて意見交換会に提案に係る区域内の区民等及び利害関係人を出席させることができる。

- 7 前項の区民等及び利害関係人は、第5項の公告の日の翌日から起算して3週間以内に、区長に対し、提案に係る都市計画の素案の内容について意見書を提出することができる。
- 8 区長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを提案者に送付しなければならない。
- 9 提案者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、意見書に対する回答書を区長に提出しなければならない。
- 10 区長は、前項の規定により回答書が提出されたときは、意見書の要旨及び回答書の内容を公表しなければならない。
- 11 区長は、この条に規定する意見交換会、意見書及び回答書の内容等を考慮し、見解を付して提案に係る都市計画の素案について次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 12 次条に規定する足立区都市計画審議会は、必要があると認めるときは、提案者を出席させ、説明を求めることができる。
- 13 区長は、次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を踏まえ、提案に係る都市計画の決定又は変更に関する判断をしたときは、その旨を提案者に通知するとともに、提案に係る都市計画の素案の内容を公表しなければならない。

## 第2節 都市計画審議会 (設置)

- 第33条 基本理念に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図るため、法第77条の2第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- （所掌事項）
- 第34条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 第17条第3項の規定による都市計画マスタートップランの策定における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。

- (2) 第31条第3項の規定による都市計画等の案等の申出における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- (3) 第32条第11項の規定による都市計画の決定又は変更の提案における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- (4) まちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (5) まちづくりに関する事項について調査審議し、区長に意見を述べること。

## (組織)

第35条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者4人以内
  - (2) 区議会議員4人以内
  - (3) 区内関係団体の代表者8人以内
  - (4) 公募による区民3人以内
  - (5) 関係行政機関の職員1人以内
- 2 前項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第36条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、区長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (専門委員)

第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、区長が任命する。

## (会長)

第38条 審議会に会長を置き、会長は、第35条第1項第1号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (議事)

第39条 審議会は、委員及び議案に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (会議の公開)

第40条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適當ないと認めたときは、この限りでない。

## (幹事)

第41条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

## (審議会の運営)

第42条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雜則

## (委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

## 付則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下「改正条例」という。）第35条第1項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第30条第1項の規定により定められた足立区都市計画審議会の会長である者、同条例第28条第2項の規定により委嘱された臨時委員である者、同条例第29条第2項の規定により任命された専門委員である者又は同条例第33条第2項の規定により任命された幹事である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正条例第38条第1項の規定により審議会の会長として定められ、改正条例第36条第2項の規定により臨時委員として委嘱され、改正条例第37条第2項の規定により専門委員として任命され、又は改正条例第41条第2項の規定により幹事として任命されたものとみなす。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

ユニバーサルデザイン推進会議 日額 7,000円

**4****第42回足立区政に関する世論調査結果(抜粋)****1) 調査の目的**

この調査は、区政の各分野について区民の生活実態、意識や意向、意見や要望などを把握し、これを今後の区政運営に反映させることを目的としています。

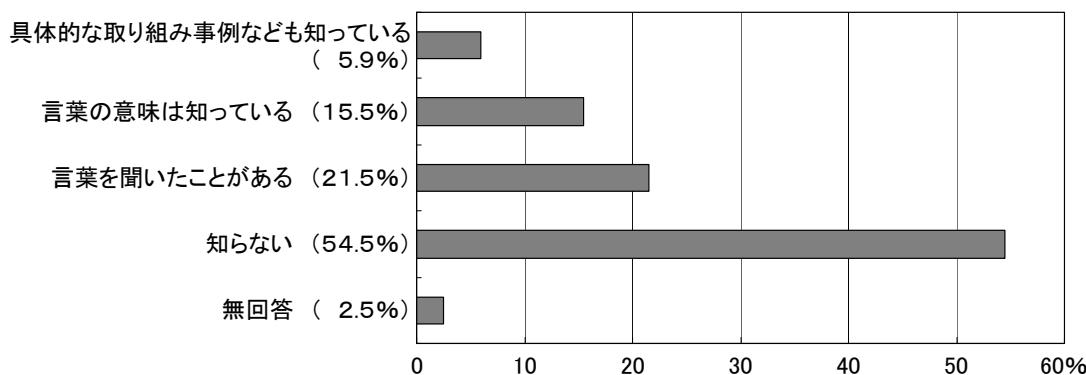
足立区では、今後ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、第42回足立区政に関する世論調査では、ユニバーサルデザインに関する項目を追加し、区民の認知状況や関心度などを調査しました。

**2) 調査の設計**

- ① 調査地域 : 足立区全域
- ② 調査対象 : 足立区在住の満20歳以上の男女個人
- ③ 標本数 : 3,000サンプル（有効回収数1,962票）
- ④ 調査対象者の抽出 : 足立区住民基本台帳より単純無作為抽出法
- ⑤ 調査期間 : 平成25年9月1日（日）～9月25日（水）

**3) 調査の結果(抜粋)****(1) ユニバーサルデザインの認知状況**

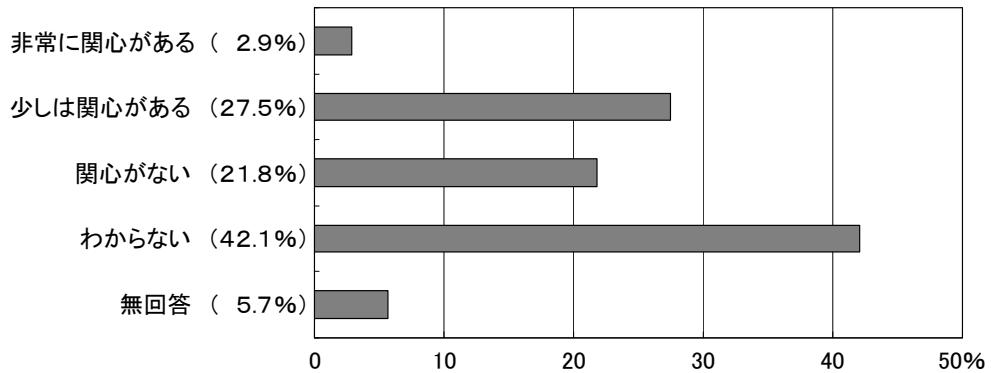
【問31】 ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無など個人の様々な状況に関わらず、できる限り多くの人が利用しやすいように配慮されたデザイン（設計）のことです。あなたは、ユニバーサルデザインについてどの程度知っていますか。（○は1つだけ）



## (2) ユニバーサルデザインへの関心度

【問32】 あなたは、ユニバーサルデザインに関心をお持ちですか。

(○は1つだけ)

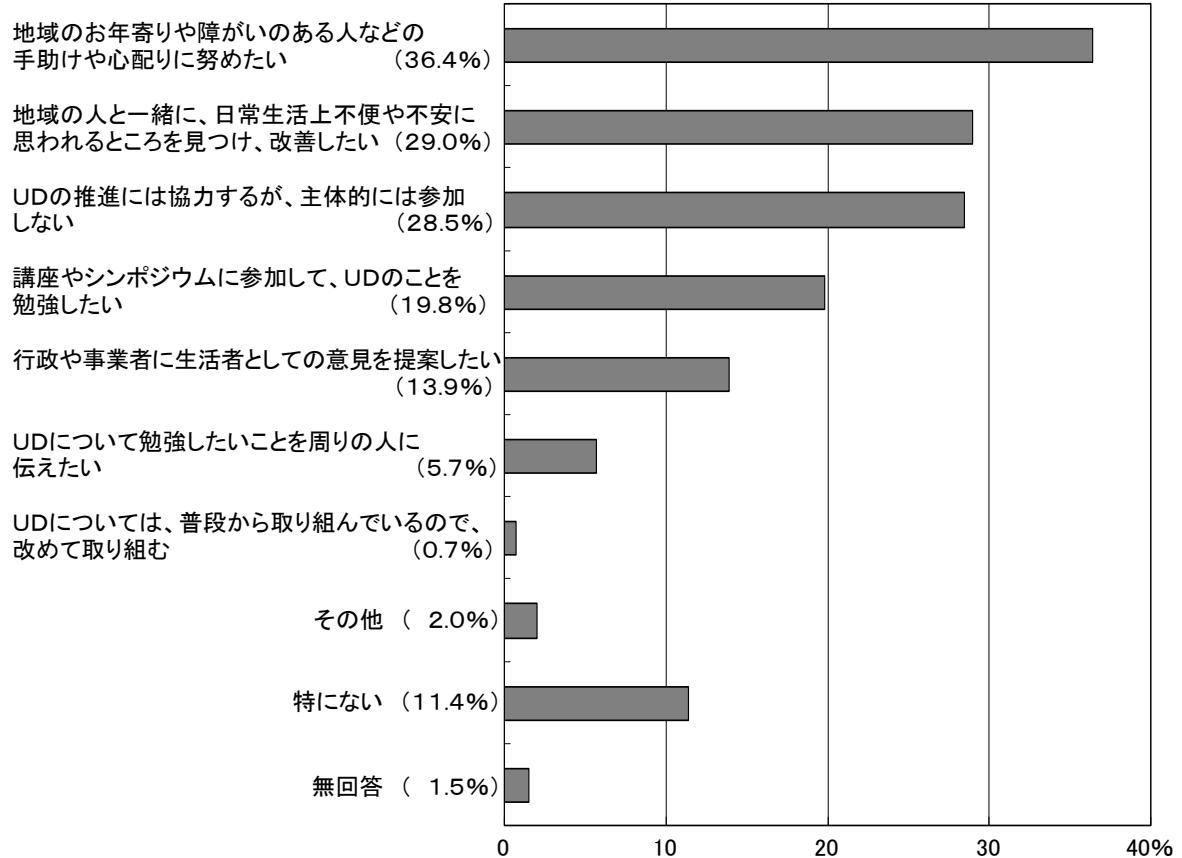


## (3) ユニバーサルデザインに関することで行いたい取り組み

問32で「1. 非常に関心がある」または「2. 少しあは関心がある」とお答えの方に

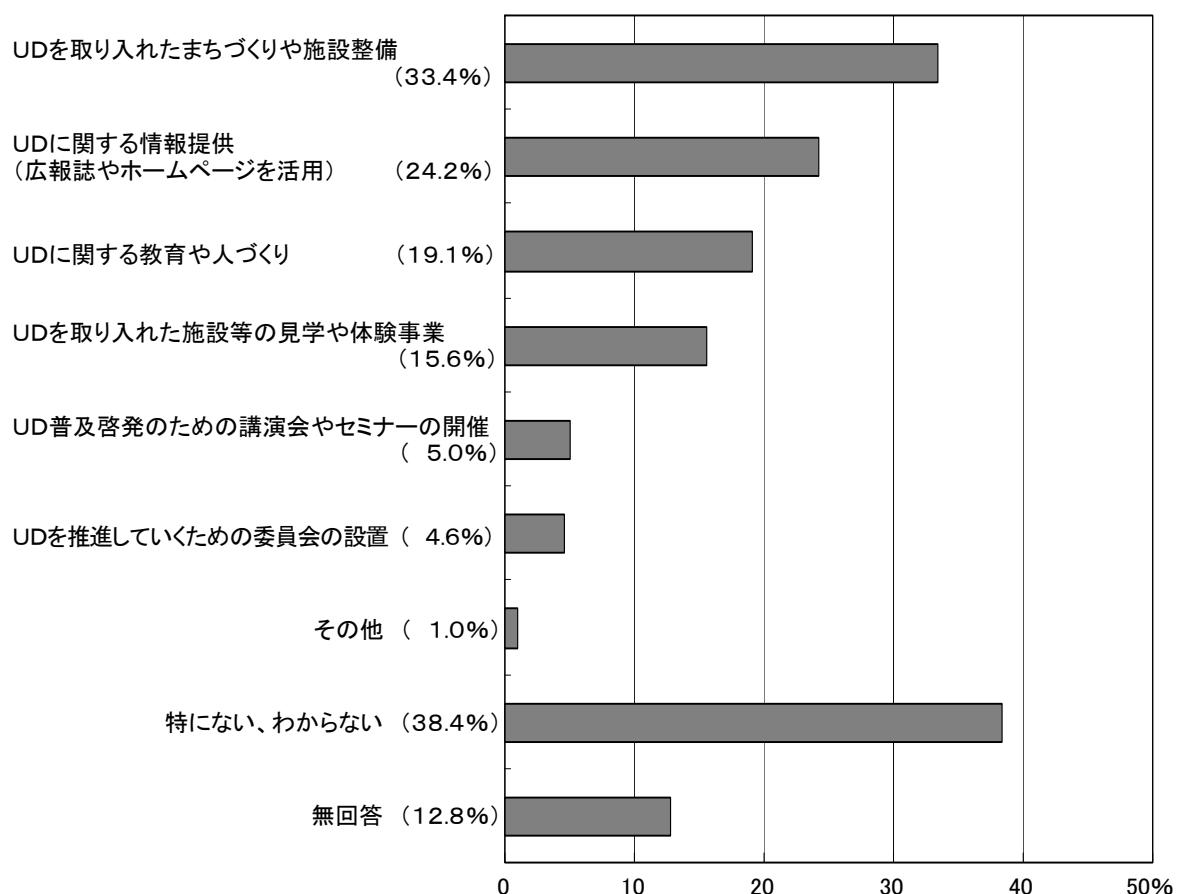
【問32-1】 ユニバーサルデザイン（以下「UD」と表記します）に関することで、今後、あなたはどのような取り組みを行いたいですか。

(○は3つまで)



#### (4) ユニバーサルデザインを推進していく上で必要な取り組み

【問33】 あなたは、ユニバーサルデザイン（以下「UD」と表記します）を推進していく上で、どのような取り組みが必要だとお考えですか。  
(○は3つまで)





---

## 足立区ユニバーサルデザイン推進計画

発行年月：平成26年8月

発 行：足立区都市建設部企画調整課

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5348

登録番号：26-1915

---



平成 26 年 8 月



「美しいまち」は「安全なまち」  
ビューティフル・ウインドウズ運動展開中 足立区

